

令和２年第４回防府市議会定例会会議録（その３）

○令和２年９月４日（金曜日）

○議事日程

令和２年９月４日（金曜日） 午前１０時 開議

- １ 開 議
 - ２ 会議録署名議員の指名
 - ３ 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（２４名）

１番	宇多村 史 朗 君	２番	吉 村 祐太郎 君
３番	牛 見 航 君	４番	清 水 浩 司 君
５番	藤 村 こずえ 君	６番	久 保 潤 爾 君
７番	和 田 敏 明 君	８番	田 中 敏 靖 君
９番	今 津 誠 一 君	１０番	山 田 耕 治 君
１１番	清 水 力 志 君	１２番	田 中 健 次 君
１３番	河 村 孝 君	１４番	曾 我 好 則 君
１５番	石 田 卓 成 君	１６番	上 田 和 夫 君
１７番	行 重 延 昭 君	１８番	橋 本 龍太郎 君
１９番	安 村 政 治 君	２０番	山 根 祐 二 君
２１番	高 砂 朋 子 君	２２番	山 本 久 江 君
２３番	三 原 昭 治 君	２５番	河 杉 憲 二 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 副 市 長 森 重 豊 君

教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	末 吉 正 幸 君
上下水道事業管理者	河 内 政 昭 君	総 務 部 長	伊 豆 利 裕 君
総 務 部 理 事	石 丸 泰 三 君	人 事 課 長	宮 本 松 典 君
総 合 政 策 部 長	小 野 浩 誠 君	地 域 交 流 部 長	島 田 文 也 君
生 活 環 境 部 長	原 田 みゆき 君	健 康 福 祉 部 長	藤 井 隆 君
産 業 振 興 部 長	熊 野 博 之 君	土 木 都 市 建 設 部 長	友 景 康 浩 君
土 木 都 市 建 設 部 理 事	入 江 裕 司 君	入 札 検 査 室 長	森 田 俊 治 君
会 計 管 理 者	小 阪 一 人 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	内 田 健 彦 君
監 査 委 員 事 務 局 長	野 村 利 明 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 江 博 文 君
消 防 長	田 中 洋 君	教 育 部 長	能 野 英 人 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 河 田 和 彦 君 議 会 事 務 局 次 長 廣 中 敬 子 君

午前 10 時 開 議

○議長（河杉 憲二君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（河杉 憲二君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。12番、田中健次議員、13番、河村議員、御両名にお願いいたします。

一般質問

○議長（河杉 憲二君） 議事日程につきましては、昨日に引き続きまして一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

これより質問に入ります。最初は、1番、宇多村議員。

〔1番 宇多村史朗君 登壇〕

○1番（宇多村史朗君） 皆さん、おはようございます。会派「自由民主党」の宇多村史朗でございます。本日は大きく2点の質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目の障害福祉課が行う心身障害者福祉タクシー利用券の防府市役所出張所及び公民館での交付申請について御質問いたします。昨年に続き2回目の質問となります。執行部の真摯なる回答を期待しております。

昨年 9 月の一般質問では、市民の協力の下、福祉の多様化する需要に対し時代に即応した福祉政策を進めていく必要があることから、防府市は昭和 58 年 3 月 22 日に福祉都市宣言をされていることに触れさせていただくとともに、防府市障害福祉計画（第 5 期計画）の基本目標として、地域生活の支援、障害者にやさしい環境づくりの推進、社会参加の促進と生活能力向上の支援が必要なことから、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めていくことが必要とされていることを紹介させていただきました。

福祉タクシー利用券の交付申請を、もっと身近にある防府市役所出張所及び公民館でも行えるように改善していただきたいというのがこの一般質問の趣旨でございます。

市では、心身障害者が利用するタクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大をもって福祉の向上を図ることを目的として、昭和 56 年 4 月 1 日に防府市中心身障害者福祉タクシー助成事業実施要綱を制定されております。

市内に住所を有する心身障害者及び市内の入所施設に入所しておられる心身障害者の方で、身体障害者手帳の所持者、また療養手帳 A の所持者、精神障害者保健福祉手帳の 1 級の所持者に対し、福祉タクシー利用券を交付されております。

交付対象者ごとに交付枚数を定め、対象者に対する助成は利用 1 回につき 500 円を原則として、年間 50 回を限度とすることで、また透析患者の方は別に定めておりますが、助成事業を実施されております。

実施要綱第 4 条「タクシー券の交付申請と同意」では、対象者及びその代理者は、福祉タクシー利用券の交付を受けようとするときは、身体障害者手帳、療養手帳、障害者保健福祉手帳を提示し、市長に申請書を提出することとなっております。

申請者から申請と同意があった場合、交付が適当と認めるときは障害手帳等の余白と交付するタクシー券との間に割り印を押し、対象者に即日、タクシー券を交付することができるとしております。

これは、現在、防府市障害福祉課のある、市の 1 号館本庁窓口でのみ行われており、遠隔地にお住まいの心身障害者の方たちにとって大きな負担となっております。

障害者総合支援法の基本理念にある、障害のある人の生活を地域全体で支える共生社会を実現していくためにも、このコロナ禍の環境の中、福祉タクシー利用券の交付申請事務を、本人または代理人を本庁まで来庁させ、ただ割り印を押す程度の短時間でできると思われる交付手続をするため、わざわざ障害者の方、また代理人となられる方、御家族の方などに対し、多くの時間と手間を強いることに対し、いかがなものかと疑問を感じざるを得ません。

そこで質問をさせていただきます。

福祉タクシー利用券交付に伴う事務を具体的に教えていただけないでしょうか。何を確認し、交付までの一連の流れ、具体的にその所要時間は何分程度でしょうか。

一 昨年の福祉タクシーの交付対象者数は 3,686 人であり、実際に福祉タクシー利用券を必要とされた方は、既に何らかの交通手段をお持ちの方や入院中の方などを除き約半数の 1,826 人であったと報告されております。これだけ多くの方が交付申請のために本人または代理人の方が来庁されているということです。

防府市には、ほかに政策推進課が所管する高齢者等が外出する際に利用する路線バス及びタクシー運賃の一部を助成する高齢者等バス・タクシー運賃助成制度があります。

一部、制度紹介をいたしますと、助成対象となる人は次のいずれかに該当する人で、70 歳以上で運転免許証を持っていない人、65 歳以上で運転免許証を全て自主返納した人、心身障害者福祉タクシー利用券の交付対象要件を満たしている人です。ただし、年齢にかかわらず、高齢者等バス・タクシー運賃助成と心身障害者福祉タクシー利用券——福祉タクシーの助成ですが、いずれか一方のみ助成を受けられます。

つまり、心身障害者福祉タクシー利用券の交付対象者は、障害福祉課の行う心身障害者福祉タクシー利用券の交付を選ぶか、政策推進課の行う高齢者等バス・タクシー運賃制度を選ぶかを選択する必要があります。このことについては後段でもう一度触れることになります。

政策推進課の行う高齢者等バス・タクシー運賃助成制度の令和 2 年の申請場所と日時については、令和 2 年 3 月 6 日金曜日から令和 2 年 3 月 25 日水曜日までは公民館のみでの受付でありました。3 月 26 日木曜日以降の手続きは市役所政策推進課となっております。ただし、初めて申請される方については、初年度に助成対象者証を作成し、お渡しする関係上、出張所や公民館での受付ではなく、市役所 4 号館 3 階の政策推進課で受付を行っております。次の年度からは、助成対象者証をお持ちであるため、公民館での交付が可能となるわけです。

これまでに高齢者等バス・タクシー運賃助成を受けたことがある人、すなわち助成対象者証をお持ちの人については、本年、令和 2 年の場合、先ほど申し上げましたように令和 2 年 3 月 6 日から令和 2 年 3 月 25 日の間で期間を定め、公民館で交付されております。市役所での受付は 3 月 26 日から政策推進課となっております。

公民館での受付事例を一部紹介いたしますと、令和 2 年 3 月 6 日、華浦公民館で午前 9 時から正午まで、3 月 7 日、中関公民館で午前 9 時から正午まで、3 月 9 日月曜日、松崎公民館で午前 9 時から正午まで、3 月 10 日、富海公民館で午前 9 時から正午まで、3 月 11 日、華城公民館で 9 時から正午まで、3 月 12 日木曜日、野島漁村センターで午

前 9 時半から正午まで、3 月 1 2 日、玉祖福祉センターで午前 9 時から正午までなどです。

高齢者等バス・タクシー運賃助成制度の内容でございますが、路線バスのみに利用できる助成券または路線バス・タクシーのどちらにも利用できる助成券のうち、いずれか一方の助成券を交付するものでございます。

助成券の種類、助成券の交付枚数、助成内容でございますが、路線バスのみに利用できる助成券は、年最大 9 6 枚、助成券 1 枚につき運賃が 1 0 0 円引きになります。1 乗車につき 2 枚まで使用できます。

路線バス・タクシーのどちらにも使用できる助成券は、年最大 4 8 枚、路線バスで使用する場合、助成券 1 枚につき運賃が 2 0 0 円引きになります。1 乗車につき 1 枚のみ利用できます。

タクシーで利用する場合、助成券 1 枚につき運賃が 2 割引きになります。1 乗車につき 1 枚のみ利用できます。運賃が 1, 0 0 0 円以下の場合、2 0 0 円引きとなります。助成額は 1, 0 0 0 円までとなります。

注意事項として、助成券は防府市内で乗車または降車する場合に使用することができる。また、助成券の交付枚数は申請月によって変動します。

タクシーで利用する場合、タクシー事業者が実施している割引——高齢者割引、運転免許返納者割引、障害者割引などと併用することができます。

助成券の交付を受けた人がタクシーに、4 人まででございますが、相乗りした場合、1 人 1 枚ずつ助成券を利用することができ、この場合の助成額は 2, 0 0 0 円までとなります。

助成券が使えるバス・タクシー会社は、防府市と契約したバス・タクシー会社ということになります。

制度概要は以上でございます。詳しくは防府市ホームページにありますので、御紹介いたします。

このように防府市では運転免許証を持たない高齢者等に対し、路線バス・タクシーの運賃の一部を助成しております。これまで、平成 2 9 年度、平成 3 0 年度、令和元年度に高齢者等バス・タクシー運賃助成を受けたことがある人は多いと思います。このように政策推進課の行う高齢者等バス・タクシー運賃助成手続は公民館や出張所で交付を行うなど、交付手続に関し負担軽減措置が図られております。

申請場所、日時、令和 2 年 3 月 6 日から令和 2 年 3 月 2 5 日の間で期間を定め、公民館で交付されておりますが、公民館ごとの期間中取扱件数を教えていただけないでしょうか。また、当該事務は公民館職員にお願いしているのか、本庁職員も参加しているのかも含め、

どのような人員体制で期間を定められ交付されているのか、伺います。

前回の質問で、障害者福祉タクシーの交付については、業務体制の問題もあることから今後の検討課題とさせていただきたいとの回答がありました。今年度も昨年度と同じで、特段改善はなかったのではないかと市民の方からの御意見も伺っておりますので、再度、御質問いたします。

先ほど紹介させていただいた、政策推進課が行う高齢者等バス・タクシー運賃助成制度には障害福祉課の行う心身障害者福祉タクシー利用券の交付対象者も含まれております。

政策推進課の行う高齢者等バス・タクシー運賃助成制度を選択すれば最寄りの公民館で手続きができます。障害福祉課の行う心身障害者福祉タクシー利用券を選択すれば市役所障害福祉課での申請手続となります。行政サービスとして不十分で、一貫性に乏しいと感じ、改善すべきと思いますが、いかがお考えか、お尋ねいたします。

以上、執行部の真摯なる回答を期待しております。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 1 番、宇多村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 宇多村議員の障害福祉課が行う心身障害者福祉タクシー利用券の市役所出張所及び公民館での交付申請についての御質問にお答えいたします。

本市は、障害のある方をはじめ市民全てが住み慣れた地域で、共生し安心して、生きがいをもって暮らせる地域づくりを推進しております。私は、障害のある方が社会の一員として社会活動に参加し、地域で自立した生活を送れるよう適切なサービスの提供を行うことが必要であると考えています。

防府市心身障害者福祉タクシー助成制度は、障害のある方が外出する際のタクシー乗車運賃を助成する制度で、障害のある方の社会活動の範囲を拡大し、福祉の向上を図る目的で実施しております。

利用者の方からは、通院や買い物等、日常生活を送る上で経済的負担が軽減し、外出の機会が増え、助かっていると大変好評を得ており、障害のある方の社会的自立の促進に必要な制度となっております。

議員御指摘のとおり、防府市心身障害者福祉タクシー助成制度の申請手続につきましては、現在、市役所障害福祉課で手続を行っているところでございます。私は、地域の皆様の身近にある公民館等において様々なサービスを提供することが重要であり、また新型コロナウイルス感染予防対策としても申請受付の際の密集を回避する必要があると考えております。

そのため、令和3年度分の申請から高齢者等バス・タクシー運賃助成制度と同様に、近

くの公民館等にて申請ができるよう、しっかりと対応していきたいと考えております。

なお、福祉タクシー利用券交付までの一連の流れなど詳細につきましては健康福祉部長のほうから答弁いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えします。

まず、1点目の福祉タクシー利用券交付までの一連の流れについてです。

福祉タクシーの助成対象者は、市内に住所を有する方で、身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級いずれかの所持者となっており、8月末時点での交付件数は1,721件でございます。

1枚500円を限度としたタクシー利用券、最大50枚つづりが1冊となっており、お一人当たり1冊を原則として交付いたします。また、タクシー乗車1回につきタクシー利用券2枚、最高1,000円まで使用することができます。

申請手続についてですが、申請書を受け付ける際には障害者手帳の障害区分や等級等により、助成対象の資格を有するか否かを確認し、高齢者等バス・タクシー運賃助成制度との重複利用ができないため、どちらの制度を利用するかを聞き取りいたします。

福祉タクシーの利用を選択された場合は、障害区分、手帳番号、障害者の氏名等が記入されたタクシー券申請書に不備がないかを確認し、申請書と障害者手帳に割り印を押印いたします。その後、利用の際の注意事項を説明の上、タクシー券に利用可能なタクシー会社一覧を添付して交付するというのが一連の流れでございます。

交付の際には併せて障害者手帳の有効期限が近づいている方に、手帳の更新申請の説明をするなど丁寧に対応しており、申請から交付まで1件当たり5分程度かかっております。

次に2点目の高齢者等バス・タクシー運賃助成の公民館等での交付件数及び人員体制についてです。

令和2年度分の高齢者等バス・タクシー運賃助成券につきましては、3月6日から25日の間に公民館等を巡回し、合計2,732件の交付を行っております。

公民館等での交付件数を受付日順に申し上げますと、華浦公民館218件、中関公民館262件、松崎公民館302件、富海公民館126件、華城公民館185件、玉祖福祉センター73件、野島漁村センター33件、小野公民館56件、牟礼公民館397件、右田公民館227件、向島公民館117件、西浦公民館90件、佐波公民館163件、大道公民館125件、勝間公民館177件、そして新田公民館181件となります。

また、受付は、本庁職員が公民館等に出向いており、1か所当たり4人から7人で対応いたしております。

以上、御答弁申し上げました。

○議長（河杉 憲二君） 宇多村議員。

○1番（宇多村史朗君） 御答弁ありがとうございました。私の一般質問に対し、公民館等で改善が図られるというふうに言われました。大変ありがとうございます。お礼を申し上げます。

執行部の皆様におかれましては、私の一般質問に対し、前向きな回答、また政策として英断いただきましたことに対し、心より感謝を申し上げます。本庁に來られて交付申請をされていった約1,700人や、対象者数からすると3,000人以上の方々の感謝の声が聞こえてくるようでございます。大変ありがとうございました。

感謝の意を申し上げまして、この項の質問を終わります。ありがとうございます。

続きまして、2点目のコロナ禍における潮彩市場防府の現状と課題について御質問いたします。

コロナ禍とは新型コロナウイルスが招いた災難や危機的状況を指し、感染拡大が深刻化する中、新聞やインターネット上でよく使用されている言葉でございます。

この新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による影響は、来年度、状況によっては再来年度まで続くとも言われており、現在でも出口が見えない状況が続いています。

新型コロナウイルスは2019年12月に中国武漢市で初めて検出され、その潜在性の高いウイルス特性から急速に感染が拡大し、全世界で2,600万人以上の感染者が発生しております。

国内では4月7日に7都府県を対象に発出された緊急事態宣言が4月16日には全都道府県に拡大し、国を挙げて外出自粛が呼びかけられ、感染拡大リスクが伴う地域間の行き来が抑えられたことから観光業界などでは特に大きな打撃を受けている状況です。

5月25日に緊急事態宣言が解除され、一旦は収束に向かっているかとも思われましたが、その後、大都市部を中心に感染者が急増し、その勢いが全国に広まりつつあるところ です。

こうした状況により、本市唯一の道の駅である潮彩市場防府の来場者数は大きく減少し、店舗の売上げも落ち込んでいるとお聞きしております。

そこで、1点目として、今年度の潮彩市場の来場者数と売上額が昨年度からどの程度減少しているのか、その状況をお伺いします。

次に2点目として、潮彩市場の来場者数の減少の原因として、これまで行っていたイベントが中止になった影響が考えられます。これまで新型コロナウイルスの影響により中止もしくは延期となったイベントを教えてください。

最後に３点目として、防府市の活性化のためには道の駅「潮彩市場防府」の活性化が欠かせないと考えますが、来場者数の回復やテナントの売上増加に今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（熊野 博之君） 宇多村議員のコロナ禍における潮彩市場防府の現状と課題についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本市においても、これまでに９人の感染が確認されており、市民の皆様には、３密となる場所を避け、マスクの着用や手洗い・消毒など、油断することなく感染拡大を予防する新しい生活様式の実践をお願いしているところでございます。潮彩市場におきましても来場者の皆様に安心して利用いただけるよう、対人距離の確保や飛沫感染の防止などの感染予防対策を講じております。

初めに、１点目の今年度の潮彩市場の来場者数と売上額がどの程度減少しているのかについてです。

各年度の４月から７月の間の合計を比較いたしますと、来場者数については、令和元年度が約２１万７，０００人、令和２年度が約１７万３，０００人で、約２０％減少しております。売上額につきましては、令和元年度が約１億３，６００万円、令和２年度が約１億３００万円で、約２４％の減少となっております。

次に、２点目の新型コロナウイルスの影響で中止または延期となったイベントについてです。

今年度は、新型コロナウイルスの影響により、４月のさかな祭り、６月のハモフェス、７月の港まつりが中止となり、１１月に予定されていた農大祭も中止が決定されております。

なお、１２月の農林水産業まつりにつきましては、国が示す新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針に従い、関係機関と協議の上、決定することとしております。

最後に、３点目の来場者数の回復やテナントの売上増加に向けた取組についてです。

新型コロナウイルスの影響が拡大する中、来場者数を回復させるためには、まずは安心して来場できる環境をつくることが重要です。このため、潮彩市場における感染拡大予防ガイドラインを策定し、感染拡大を防ぐために必要な事項を明示するとともに、水道の蛇口の自動水栓化やトイレの衛生化などの感染拡大予防対策に取り組んでいるところでございます。

このような中、今議会では来年度からの潮彩市場の指定管理者に山口県漁業協同組合を指定する議案を可決していただきました。山口県漁協からは、市場の買受人と連携したオ

リジナル商品の開発や漁協の女性部員による魚のさばき方教室、市場の競り人による模擬競りの実施など、来場者や売上げの増加につながる新たな取組などが提案されているところでございます。

また、11月には隣接する県緑地に大型複合遊具を備えた新築地町防災広場、通称メバル公園がオープンすることから、これを絶好の機会と捉え、潮彩市場の来場者と売上げの増加につながるよう山口県漁協の新たな取組を支援してまいります。

今後も新型コロナウイルスの感染拡大が社会や経済に及ぼす影響は継続すると予想されますが、適切な感染拡大予防を図るとともに、関係団体と連携し、来場者やテナントの売上げの増加にもしっかりと取り組み、本市水産業の拠点として、また観光拠点としての機能を十分に発揮できるよう潮彩市場防府の活性化に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 宇多村議員。

○1番（宇多村史朗君） 御答弁ありがとうございました。新型コロナウイルスの影響による来場者や売上げの減少、イベントの中止による集客力の低下など、今後も引き続き、厳しい状況が続くことが予想されますが、潮彩市場の活性化、防府市の活性化にしっかりと取り組んでいかれるとの御答弁をいただき、安心いたしました。

また、今議会に議案が提出されておりますが、来年度から潮彩市場の指定管理者に山口県漁協が指定され、水産市場と一体的かつ効果的に施設を運営することが可能となることでございました。

さらに、11月に隣接する県有地に整備された防災公園がオープンすることから、家族連れなど新たな来場者数の増加も見込まれるとのことですので、水産業の拠点施設としてはもとより、本市の観光拠点施設として、今後、さらなる活性化が図られることを期待しております。

最後に、指定管理者が変更されるに当たり、私から1点だけ要望がございます。それは、現在の指定管理者から新たな指定管理者へのスムーズな事業の継承でございます。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者等が有するノウハウを活用し住民サービスの向上を図ることで施設の設置目的を効果的に達成するため設けられた制度でございます。潮彩市場の管理運営においてもこの制度を活用し、多様化する住民ニーズへ効果的・効率的に対応してこられたことと思います。

しかしながら、新たな指定管理者へ円滑に事業継承が行われなかった場合、利用者へのサービスが低下することが危惧されます。本市水産業の中核団体である山口県漁協を新たな指定管理者とし、水産市場エリアの一層の活性化を図るためには、現在の指定管理者の

人材を活用するなど、これまで蓄積された施設の管理運営のノウハウを継承していくことが必要であると考えます。

執行部におかれましては、指定管理者の変更が市民サービスの低下につながらないよう取り組まれることをお願いいたしまして、私の質問を終わります。執行部の真摯なる御回答、ありがとうございました。終わります。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、1 番、宇多村議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 続きまして、次は、2 1 番、高砂議員。

〔2 1 番 高砂 朋子君 登壇〕

○2 1 番（高砂 朋子君） おはようございます。「公明党」の高砂でございます。

台風 9 号に続き、特別警報級の勢力で北上中の 1 0 号への警戒が求められる状況下においての質問となりました。市民の皆様におかれましては、十分な台風対策を取られ、安全にお過ごしになられるようお願い申し上げます。

また、コロナ禍において、日々、防災対策に御尽力いただいております全ての方々へ心から感謝を申し上げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

1 項目めでございます。防災機能の充実について。

政府は 7 月、経済財政運営と改革の基本方針、次年度骨太の方針を閣議決定し、国民の命と暮らしを守るという視点では、激甚化・頻発化する自然災害に対し、2 0 2 0 年度末で期限を迎える防災・減災、国土強靱化に関する 3 か年緊急対策後も予算を十分に確保し、災害に屈しない国土づくりを進めていくと致しました。

近年の地震や台風、豪雨の災害状況を見据え、併せてコロナ禍における防災・減災の在り方を検討することが重要になってまいりました。今後、少子高齢化・人口減少社会であることも大きく影響してまいります。

そこで、以下 4 点について質問いたします。

1 点目、コロナ禍の新たな防災・減災の取組について伺います。

「公明党」の新たな防災・減災・復興政策対策委員会は、3 密回避へホテルや旅館などを活用し避難先を分ける分散避難の定着、分散避難者への支援拠点となる避難ステーションの設置、感染症対策のための新たな防災資機材の整備、女性用品の確保やプライバシーの配慮を進めるため女性の意見を地域の防災・減災に反映させる仕組みや相談体制の充実等を 7 月に政府へ提言いたしました。

今後、災害対応に加え、コロナ禍を踏まえた新たな防災・減災対策に取り組んでいくこ

とが重要になってまいります。本市における御所見やお取組を伺います。

2 点目、防災広場の整備について伺います。

市は今年度、防災広場の整備に向け、課題を整理するとともに、場所や規模、機能等を検討するとされています。その状況について伺います。

新築地町に、平常時は観光スポット、災害発生時は大型遊具が避難施設になる防災施設、通称メバル公園がオープンいたします。また、文化福祉会館跡地を公会堂駐車場と防災広場として整備することや佐波川右岸への設置も検討されております。

防災の中心機能は市庁舎に集中させ、構築されるわけですが、機能の分散化も必要になります。その観点から考えれば、各防災広場の機能をどのように位置づけ活用していくかが重要になってきます。また、人口減少社会の到来に向けて公共施設の更新は多機能に使えることが重要になり、防災機能においても平常時・災害時の使い分けの視点が必要になります。

一方、場所によっては、マンホールトイレや太陽光発電を活用した照明施設、貯水槽、備蓄倉庫などの設置、また周辺の道路整備も検討されなければならないと思います。本市の今後の防災広場の整備をどのように進めていかれるのか、伺います。

3 点目、災害時に地域の生活用水がなくなるおそれもあり、その確保のため、災害時に協力していただける井戸の登録を行い活用する防災井戸の取組について伺います。

平成 28 年の熊本地震の際には生活用水として井戸水が貴重な水源となりました。また、平成 30 年、周防大島町と大島町を結ぶ大島大橋の事故による断水の際は、町より、急遽、使用中の家庭井戸を災害時の共助として供用利用のお願いをされたと聞いております。

また、つい先日テレビ報道で知ったのは、災害時に支援施設となる住宅展示場が埼玉県久喜市にオープンというニュースでございます。災害時の非常用水を確保する目的で住宅に井戸の設置を推奨、手こぎポンプは電気を必要とせず、もしものときの生活用水として提供、全国展開をしていく予定という内容でございました。

近年、井戸が見直されてきていると感じております。災害の内容やそれぞれの地域の事情が違いますが、災害時の水の確保は必要になります。防災井戸の取組は本市においても必要な視点ではないかと思えます。本市の御所見を伺います。

4 点目、トイレトレーラーについて伺います。

私は、災害時に即使えるトイレ環境を準備しておくことが絶対必要との思いから、平成 26 年より防災トイレ全般について何度も取り上げ、災害時のトイレ環境の整備について要望を重ねてまいりました。

本年 3 月、広域避難所である市スポーツセンター体育館に隣接する市民プール駐車場に

災害時に使用するマンホールトイレを8基設置していただきました。安心につながる設置となったことに感謝を申し上げます。

昨年10月、「公明党」会派でトイレトレーラーを導入されている富士市を視察してまいりました。水洗で衛生的に維持できるトイレ4室を有したトレーラーを平常時はイベント会場等で活用し、災害時は避難場所へ牽引して設置するものです。平成30年度に市内外へ17回派遣され、延べ10万人が利用、要請があれば災害があった他市へも派遣されているというすばらしい取組でございました。

富士市は、災害派遣トイレネットワークプロジェクトを掲げて活動しておられる一般社団法人助けあいジャパンのみんな元気になるトイレの意向に賛同し、ふるさと納税で購入資金を調達。トイレトレーラーを配備する自治体が増えていくことを目標にプロジェクトを進められており、当時、100の自治体が検討しておられるとのことでした。

災害時のトイレが圧倒的に不足していると思われる状況下、初動から切れ目なく、できる限りの対応と新しい発想でトイレ環境の整備に取り組んでいかななくてはならないと思っております。本市の御所見を伺います。

○議長（河杉 憲二君） 21番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 高砂議員の防災機能の充実についての4点の御質問にお答えいたします。

毎年のように多くの犠牲者を伴う大きな災害が繰り返される中、私は重要施策の一つとして防災対策に力を入れて取り組んでまいりました。中でも命を守るための避難は特に重要であります。

このため、様々な対策を行ってきており、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況においては避難所の感染症対策にしっかりと取り組まなければならないと考えております。

まず、1点目のコロナ禍における新しい防災・減災の取組についてでございます。

コロナ禍においても市民の皆様が安心して避難所に避難していただくことが何よりも重要であると考えています。

本市では、女性の皆様の意見も伺いながら、3密を防ぐために開設する避難所を増やすとともに、パーティション等の備品の充実、ホテル業者との協定締結による客室の利用など様々な運用の見直しを行っております。今後もしっかりと避難所環境の改善に努めてまいります。

現在、非常に強い台風10号が接近してきております。市といたしましては、昨日朝、庁内の情報共有会議を開催し、また、本日夜刻には臨時庁議を開催して台風接近に備えた

体制の徹底に努めることとしており、その中で、台風が近づく中、コロナ禍でありますけれども、避難所の対応にも万全を期したいと考えております。

次に、2点目の防災広場の整備についてです。

本市では大規模な災害に備え、地域のバランスや防災拠点相互のネットワークの観点から、広域的な防災広場の検討を進めているところでございます。

まず、新築地町防災広場、いわゆるメバル公園は、7月末に防災機能を備えた遊具を整備し、早速、先月、防災訓練を行ったところでございます。今後、県とも連携しながら災害時における県の海上輸送基地を補完する本市の物資輸送の拠点づくりを進めてまいります。

また、新庁舎の供用開始に合わせて解体する文化福社会館の跡地につきましては、中心市街地に近く、防府市公会堂と隣接するという特性を生かして、広域的な町なかの避難場所となる防災広場の整備を進めることとしております。

さらに、山陽自動車道や国道2号にアクセスしている佐波川右岸地域には、佐波川洪水を想定した広域的な避難場所として、また、広域的な陸の輸送拠点等の役割を有する防災広場を整備したいと考えており、現在、場所の選定を急いでいるところでございます。

これらの防災広場につきまして、新たな総合計画に位置づけ、国や県とも連携を図りながら防災まちづくりを進めてまいります。

次に、3点目の防災井戸の取組についてです。

本市では、大地震等の災害時に断水が発生した場合には上下水道局等による応急給水を行うことにしております。また、災害時にはイオン防府店が所有されている井戸水の給水施設を利用させていただくこととなっております。

今後、民間事業者等から災害用井戸水の提供についての御協力の申出がございましたら緊急時の給水の確保につなげてまいります。

次に、4点目のトイレトレーラーについてです。

本市では、災害発生時には民間協定により仮設トイレを避難所に配備いたします。それまでの初動対応といたしまして、簡易トイレを備蓄物資として積極的に配備しているところでございます。

また、昨年度には、大規模災害時におけるトイレの充実を図るため、議員からお示しのごございました災害用マンホールトイレをキリンレモンスタジアムプール脇に整備いたしました。

お尋ねのトイレトレーラーにつきましては、費用がかなり高額と伺っておりますが、巨大地震が想定されます東海地方の自治体等では導入実績がございますので、災害時におけ

るトイレの確保を進める中で、幅広く検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○21番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございます。コロナ禍における防災・減災の取組の御答弁の中に、女性の視点も取り入れてと市長のほうからございました。細やかな配慮、また視点、そういった女性の活力を大いに発揮していただいて、コロナ禍においても防災・減災の取組をぜひともお願いしたいと思っております。

ホテルの確保という御答弁もありまして、昨日の報道資料で、災害時のホテル客室の提供ということで5つ目のホテルとの協定が結ばれたということも知ったわけでございますけれども、皆様の御協力の下で、安心して、コロナ禍においても、いざというときに、そういった取組があることで皆さんに安心していただきたいということを思っているところでございます。

女性の視点からの防災の重要性については、これまでに何度か取り上げて要望してまいりました。昨年、市一本で女性向け防災セミナーが開催され、私も参加したわけでございますけれども、今年度は予定としては各地域での開催となっております。コロナにも見舞われ、状況がどのようなになったか、また今後どうされていくのかが気になっているところでございます。そこをお聞きいたします。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） お答えいたします。

地域防災におきまして、女性の視点、先ほどありましたけど、活力はとても重要だというふうに考えております。そうしたことから、昨年度、女性向け防災セミナーというふうに銘打ちまして全市的に一度だけ開催させていただいております。

9月1日の防災の日に、高砂議員もいらっしゃったと思いますけれども、開催いたしました。昨年度は大変好評でございまして、事務局側も大変手応えを感じておりましたので、今年度は各地域への横展開を図りたいということで進めております。

ただ、今年度は新型コロナウイルスの感染症対策ということがございますので、その辺をしっかりと講じた上で、予定といたしましては、右田、小野、華浦の3つの地域で実施する予定と現在しております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○21番（高砂 朋子君） いろいろ感染予防の対策を取らなくてはいけない中ですので、大きく広げてとはなかなか要望しにくいところですが、いろいろな意味で女性の方

にも防災に関心を持っていただけて広がっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

そこで、防災士のことについてお尋ねいたしますが、防災士の女性の割合はどのくらいになっているか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） お答えいたします。

自主防災活動の中心的な役割を担っていただくということで防災士の養成に平成25年度から取り組んでおります。

昨年度までの実績でございますけれども、354名の方が防災士の資格を取得されています。そのうち女性は22名ということでございますが、積極的に関わってございまして、防災士等の連絡協議会という中でも部会を設けられるという中で活発に活動いただいております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○21番（高砂 朋子君） 354名のうちの22名ということで御活躍でございます。女性防災士が誕生しやすい仕組みも、これからはつくってほしいと思っているところでございます。

地域におかれましては自主防災組織を担っておられる自治会長さんたちが中心になって御活躍されているわけですが、今後は女性の防災士が誕生しやすい仕組みということを要望しておきたいと思っております。

新しい生活様式の中での防災・減災の取組、行政側の準備を進めるとともに広く市民に向けての啓発が重要になってまいります。各家庭に向けての啓発には女性の細やかな視点も必要でございます。今後ともどうかよろしくお願いいたします。

防災広場については各場所の御紹介とともに機能の御紹介もしていただきました。メバル公園、楽しみでございますが、そこも大きな物資輸送の拠点としてという御説明もあり、先日は防災訓練も開催されて、今後の期待が大きく膨らんでいるところでございます。

文化福祉会館の跡地も広域的な町なかの避難所として、また佐波川右岸も交通のネットワークが取れるところでございますので、そういったところも機能として使いながら場所の選定を急いでいるということであつたかと思っております。

非常時の緊急物資の集積や荷さばきのスペース、緊急車両等の駐車場、資機材をどうやって置くか、いろいろと多様な役割を持つのが防災広場でございます。平常時と災害時の使い分けの視点も必要ではないかと思っておりますので、その辺もよろしくお願いいたします。

ます。

質問でございますが、各防災広場にはそれぞれの機能があることが説明されたわけですが、中心的な機能を持つのが庁舎になります。ここで改めて新庁舎の防災機能を確認しておきたいと思います。そこを御説明していただけますでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 総務部理事。

○総務部理事（石丸 泰三君） お答えいたします。

議員御紹介のとおり、防災の中心機能、これが新庁舎でございます。本庁舎におきましては、災害対策本部を設置いたします。防災の拠点でございます。災害対応の意思決定を行う中枢となります。

そして、防災情報の発信源となりますので、気象情報等を収集するための情報システムあるいは防災に不可欠な関連機器を配置いたすことといたしております。

また、大規模な災害がございましたら各災害対応の関係機関の参集場所にもなります。自衛隊をはじめまして、国土交通省のＴＥＣ－ＦＯＲＣＥが来られることもあるでしょう。それから、医療派遣チーム、それからライフラインの事業者の方たち、あるいは他市からの受援を仰ぐこともあろうかと思えます。そうした場所になってくるということでございます。

そうしたことから新庁舎では免震構造を採用いたしまして、また最上階にも発電機を設置ということで、大規模災害時においても、長期間、１週間程度、機能を維持することを重点に置いております。

それから、昨日の一般質問でもお答えいたしましたけれども、庁舎を避難所というふうに考えてしまいますと災害対応の司令塔たりえないというような状況になってしまいますので、避難所につきましては市内各所のお住まいに近い場所で開設をいたしたいということで、すみ分けをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○２１番（高砂 朋子君） 新庁舎は対策本部も置かれ、司令塔となる場所でもあるわけですし、情報の発信源となっていく大事な機関になります。おっしゃったように関係機関のたくさんの方々が集まれる大切な場所にもなるということでございます。避難所としての機能というよりは、そういった中枢的な機能を重要視していく場所になろうかと思っております。

各公民館等の避難所、そして防災広場、そして中心拠点である庁舎、それぞれの機能を充実させていくことが重要になります。防災機能の集中と分散と、そういった観点から市

民への周知もこれからどんどんしていただければと思っているところでございます。

次に、防災井戸のことについては、災害時には水道局による応急給水で対応しているということ、またイオン防府店のほうにございます残されている井戸が災害時の水の供給をしてくださるということで大変ありがたいことだろうと思っております。

災害時の水の確保が重要ということで防災井戸ということを取り上げたわけでございます。佐波川水系の豊富な地下水、伏流水のおかげで水源がかれるということはないかもしれませんが、大規模な地震等で広範囲の断水が起きないとも限らない。そういったときのために防災井戸を活用するという視点も持っておいていただければと思っております。また、その準備を始めておいていただいてもよろしいのではないかと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それから、トイレトレーラーのことについてでございますが、私たちは排せつを我慢できないわけでございます。ここにいらっしゃる皆さんも、お一人お一人、トイレが使えなくなったときのことをシミュレーションしていただきたいなということを思っているわけでございます。

子どもたちから高齢者の方々まで、障害者の方へも災害時、即必要なのがトイレでございます。携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ等を使いながら仮設トイレの到着を数日待つことになります。

私は当初、マンホールトイレを各避難所へ設置してほしいということを要望したこともございますけれども、下水道、配管の環境や水の問題もありまして、また市内全域となれば大変な時間と費用がかかるということを思いました。今回、広域の避難所そばの市民プール駐車場へ設置していただいたことは大変大きな意味がございますので、それはそれで感謝を申し上げます。

その上で、市全体を考えたときに次にしなければならないことは何だろうと考えたときに、災害を受け、いざトイレが使えなくなった、または不足しているというときに、スピーディーにトイレを運ぶという発想からトイレトレーラーという事業にたどり着いたわけでございます。

水洗で、給水も汚物の排水も機能として心配がありません。屋根にソーラー設備もありまして、夜間でも明るく使えるという素晴らしいものでございます。ふるさと納税を使われて1,000万円を集められて、市民の善意、皆さんの御理解の下で富士市は始められた。全国初の取組でございます。

その富士市が説明されていたのは、とにかく災害時のトイレのタイムラインをしっかりとつくっておくことが重要だと。そのようにもおっしゃっておりました。本市におかれまし

ても、このトイレのタイムラインをしっかりと作成していただきたいということを最後に要望いたしまして、この項の質問を終わります。

2 項目めでございます。生活保護の充実について質問いたします。

厚労省の発表によると、4 月の生活保護申請は2 万1, 4 8 6 件、前年4 月比で2 4. 8 % 増。コロナ禍において、失職や大幅な収入減によって生活が困難になられた方も少なくありません。まだまだ収束の予想がつかない中で経済の復調には時間がかかるとされています。

様々な困難な状況を抱えておられる方々にとって、生活保護は最後のとりででございます。長期化が予想されるコロナ禍を踏まえた柔軟な対応が必要になってまいります。

全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると憲法に定められており、こういうときだからこそ、困窮の程度によって必要な保護がなされ、自立への道筋や安心な生活へつながるよう行政として細やかな連携と配慮が求められます。

厚労省は保護の適用に当たって柔軟な運用を認める内容の事務連絡を4 月7 日に発出しており、各自治体での細やかな対応を求めているところでございます。

そこで、3 点、質問いたします。

1 点目、コロナ禍における生活保護の相談や申請及び開始決定状況と今後の対応について伺います。中でもコロナの影響と判断された件数も併せてお願いいたします。

2 点目、コロナ禍においてやむを得ず失職された方々にとって、求職活動にもその後の就職にも自動車は手放せない方が多いのではないのでしょうか。

そういった方々の自立を支える意味で、改めて自動車保有を認めていくことが重要になり、これまでにない柔軟な対応が求められておりますが、保護の開始決定に当たっての自動車保有の扱いについての御所見を伺います。

3 点目、女性ケースワーカーの配置について伺います。

対応されているケースワーカーの男女比をまず教えていただければと思います。

生活保護申請時や開始後においても、女性からの相談には男性には伝えにくい女性ならではの内容もあります。そのときの対応はどのようにされているのでしょうか。伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 高砂議員の生活保護の充実についての3 点の御質問にお答えいたします。

まず、1 点目のコロナ禍における生活保護の相談や申請及び開始決定状況と今後の対応についてです。

生活保護の相談等の件数につきましては、令和２年４月から７月までの相談は３６件、申請は２４件となっており、そのうち開始決定となったのは２１件でございます。２１件のうちコロナの影響によるものと確認できているものは５件で、申請者自身が影響を受けたものが４件、扶養義務者が影響を受けたものが１件となっております。

また、今後の対応につきましては、生活保護の相談や申請があった場合には、相談者の状況についてお聞きし、様々な制度の活用等についての助言や生活保護制度の仕組み等について説明させていただき、本人にとって最善の方法を選択できるよう支援してまいります。

次に、２点目の保護の開始決定に当たっての自動車保有の扱いについてです。

生活保護の制度において自動車の保有は原則認められておりませんが、新型コロナウイルス感染症対応のため、国から発出された令和２年４月７日付及び５月２６日付の通知により、生活保護開始時において失業や休職等で収入が途絶えているが、緊急事態宣言解除後に収入が見込まれる場合、通勤用自動車についてはそのまま保有を認めるようにしており、緊急事態宣言解除後も引き続き同様の対応をとっております。

なお、車の使用が認められる場合として、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住されている方が求職活動に必要な場合などに限られています。

今後も引き続き、申請者の状況をよくお聴きしながら丁寧に対応してまいります。

次に、３点目の女性ケースワーカーの配置についてです。

ケースワーカーは現在８名で、全員男性となっております。

女性の生活保護受給者の方から男性に伝えづらい女性ならではの相談を受けるに当たり、女性による対応を希望されたときは、相談者の同意の下で関係機関の女性職員に同行を依頼するなどの対応を行っております。

議員御案内のとおり、女性のケースワーカーがいることで女性の生活保護受給者の方も安心して御相談いただけるようになると思われれます。そのため、そういったニーズにも対応できるように取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○２１番（高砂 朋子君） ありがとうございます。コロナ禍において、４月から７月まで、３６件の相談、２４件の申請で、開始決定が２１件ということで、その中でコロナ禍と判断されたものが、本人の場合が４人、扶養義務者の方が１名ということで、やはり影響を受けられた方がいらっしゃるんだということを思ったのと同時に、相談された方が３６名で、開始決定が２１名ということで、１５名の方はどのようにされているのかなと

いうことに心が及びます。

頑張っていこうと決意をされていればいいのですけれども、悲嘆に暮れて、また次への道が見いだせないままでいらっしゃるのであれば、そういった方々へも配慮をぜひしていただきたい、また相談に来られた折は丁寧な対応をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

そこで質問させていただきますが、私もいろいろな生活保護に関連する御相談を受けるわけですが、やはり様々な背景がございまして、社会福祉課だけでは対応できないこともたくさんあるように感じております。社協やハローワーク、その他福祉関連の部署等の連携も必要になるんですけれども、その辺りは実態としてはどのようにされているか、お聞きしたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 答えいたします。

先ほども申し上げましたが、相談者の方からの状況について、相談された方々の状況をしっかりお聴きし、場合によっては社会福祉協議会のほうにおつなぎして対応いたしております。生活保護につきましては最後のセーフティーネットとしてしっかり対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○21番（高砂 朋子君） ありがとうございます。そういった連携をされて一つ一つの家族を守ってくださっているのも私もよく承知しております。これからもどうかよろしくお願いいたします。

それから、自動車保有の件ですけれども、厚労省から再度にわたって様々な柔軟な対応をということで通知が来ているわけですので、今、御答弁にありましたように個々の状況をしっかり聴いていただいて、次につながる配慮をよろしくお聞きしたいと思います。

それから、女性のケースワーカーについて、8名が全員男性であるという御答弁でございました。様々な配慮がされているという御答弁ではございましたけれども、やはり女性ケースワーカーがゼロというのはどういった状況なのかなということを心配しております。女性ケースワーカーがゼロになった背景、理由等が部長のほうで今分かれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

女性のケースワーカーにつきましては、平成２４年度まで社会福祉課のほうに配属されておりましたが、その後、どのようにして女性のケースワーカーが配置されなくなったかという理由は実際には把握しておりません。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○２１番（高砂 朋子君） 一人のケースワーカーが担当されているのは大体７０名から８０名と、大変な方を担当されていて、その御苦労も聞いております。また、女性の方が７０名、８０名の方を担当されることの御苦労というのは、想像を絶するというか、大変な御苦労があるだろうなと思っております。

先ほどの大変な状況の中で女性にしか分からない相談はどういうふうにしますかという問いに対しては、関係機関の方に来ていただいてというようなこともございましたけれども、やはり課の中にしっかり女性ケースワーカーさんが１人いるということは何らかの対応が調整の中でできるのではないかと感じております。

関係機関とすれば、隣に女性相談室もございますけれども、そういった方を常にお頼りするわけにもいきません。連携の中では必要な連携だとは思いますが、やはり課の中に女性ケースワーカーさんが１人いる、２人いるという状況は今後必要なことではないかと思っておりますので、この点を強く要望いたしまして終わりたいと思っております。今後ともどうかよろしくお願いいたします。

それから、最後の項目でございます。道路等の不具合通報アプリについて質問いたします。

市民の安全・安心を守る観点から、道路等の不具合を早期発見し、早期に対応するための通報アプリの導入についてでございます。このことについては平成２６年１２月、また平成３０年７月と山根議員が一般質問において取り上げ、提案・要望をしております。

「本市にとってこういった機能の通報アプリが適正であるか、さらに他の導入自治体のアプリの調査を進め、今後、見極めながら拙速な導入にならないよう導入に向けては検討してまいりたい」と答弁されております。まずは、その後の検討状況を伺います。

県内では宇部市と周南市が導入。四万十市はスマートフォンのビジネス版メッセージアプリLINEを活用して、道路補修が必要な箇所などを市民から通報してもらうシステムを導入されておりました。昨年１１月から試験運用とのことでございます。

目まぐるしいＩＴ技術の進歩の中で最先端と言われたものがどんどん入れ替わっていく時代ではございますけれども、様々な手法で全国的に増えてきております。

SNSを通じて情報発信も身近になってまいりました。新型コロナウイルスの感染症に伴い、リモートワークが進み、医療や教育の分野でもオンラインを活用した診療や授業な

どの取組も始まっております。

3 密の回避、ソーシャルディスタンス等の新しい生活様式への移行、非接触型社会へと変わらざるを得ない状況の中で、市民の安全・安心のために道路不具合の通報のアプリの導入は、時を得た取組ではないでしょうか。本市の御所見を伺います。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友景 康浩君） 高砂議員の道路等の不具合通報アプリについての御質問にお答えいたします。

議員御案内の道路等の不具合通報アプリの導入につきましては、山根議員よりこれまで二度にわたり御質問をいただきました。平成30年7月議会においては、山根議員からの御質問に市長より「導入自治体のアプリ調査を進め、今後、見極めながら拙速な導入にならないよう導入に向けて検討してまいりたいと考えております」と御答弁を申し上げたところでございます。

山根議員からお示しいただいた県内の導入自治体である宇部市及び周南市の状況を注視するとともに、これまでの御提案も踏まえ、山根議員のおかげをもちまして、1年前から土木都市建設部内の職員及びOB職員の協力も得て、スマートフォンアプリのLINEにより、道路の不具合状況の連絡等の迅速化に努めてまいりました。

主に土日等の通信に活用してまいりましたが、今回の台風9号では現地の状況をいち早く確認することができるなど大いに役に立っております。次の台風10号でも活用したいと存じます。

今回、高砂議員からの新型コロナウイルスの影響によるSNSの活用といった新たな御提案に加え、四万十市において試験運用されているLINEも御紹介いただきましたので、本市が活用しているLINEがよりよい形になるよう四万十市の例も参考に、今後取り組んでまいりたいと考えております。

今後も道路の不具合に早期対応するためLINEの活用を進めていくとともに、道路の安全・安心の確保の基本になります道路パトロールはしっかり実施してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○21番（高砂 朋子君） 山根議員との連携でこのアプリについては推進をしていきたいということを思っております。

今、御答弁がありましたようにコロナ禍とデジタル化は切っても切れない関係にある中で必要な導入だろうと思っております。今、御答弁によると、庁内、特に部内またOB職

員の中でLINEを共有されて効果を感じていらっしゃるようでございますので、ますます台風等の緊急時に対しても活用の効果ということを感じられるのではないかというふうにも思っております。今のこの大きな変化にも行政もしっかり対応していただいて、そのことで市民の安全・安心のためになっていくと。

また、市民と行政をつなぐツールということも大事でございますので、この導入に向けては積極的に進んでいただきたいということを要望いたしまして私の3項目にわたる質問を終わります。本日は、ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、21番、高砂議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、12番、田中健次議員。

〔12番 田中 健次君 登壇〕

○12番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。

今回は3点にわたって質問をさせていただきます。

今後の市政をどう運営していくかということに関わりがある新総合計画、それから、緊急な対応が講じられましたけれども、コロナ禍の中で課題も浮き上がってまいりました留守家庭児童学級の問題、それから地域の生活道路の交通安全に関係がある一灯点滅式信号についてであります。

まず、質問の第1は新総合計画についてであります。

2021年度、令和3年度を初年度とする新たな総合計画、第5次総合計画の策定作業が現在進められ、8月21日の市議会全員協議会にその骨子案が示されました。示された骨子案を見ると幾つかの疑問を感じるわけであります。

全員協議会場で若干申し上げましたが、この一般質問の場では基本的な問題として重点プログラムの在り方、位置づけについて市執行部の考えをお聞きしたいと存じます。

まず、1番目に、重点プログラムは、まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置づけられていますが、その内容は中途半端なものであると感じざるを得ません。まず、国の第2期基本方針や総合戦略で示された施策の方向性や第2期における新たな視点、こういったものが抜け落ちているように思われます。この点については、この質問の2番目、3番目の質問の中で詳しく触れたいと思います。

そして、逆にこれまでの総合計画の内容が、まち・ひと・しごと創生総合戦略である重点プロジェクトに入ってきております。そうなるには理由があります。すなわち、骨子案では分野別施策の推進について述べている箇所、分野別施策の中でも特に優先的かつ重点的に取り組むべき施策を重点プロジェクトとしていることが原因であると思われる。

つまり、一方で総合計画の分野別施策の中でも優先的かつ重点的に取り組むべき施策が重点プロジェクトであると述べ、他方では重点プロジェクトは、まち・ひと・しごと創生総合戦略と位置づける。こうしたことから中途半端な姿になっているのではないかと感じるわけであります。

その結果、分野別施策としては6つの分野を掲げておりますが、他方で重点プロジェクトでは5つのプロジェクトというふうにしておるため、分野別施策の健康・福祉がプロジェクトでは大きく抜け落ち、福祉分野が大きな柱となっていないため、福祉が軽視されたように見えるわけであります。

分野別施策の重点施策という位置づけと、まち・ひと・しごと創生総合戦略であるという重点プロジェクトのこの二重の位置づけを整理し直して、見直すべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

2番目に、国の基本方針にある女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現する内容を盛り込むべきではないかという点についてであります。

昨年6月に国が示した、まち・ひと・しごと創生基本方針2019についてという文書では地方創生の次のステージとして第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に取り組むものとして、第2期における新たな視点として6項目を掲げていますが、その5番目は、誰もが活躍できる地域社会をつくるを掲げ、女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現としています。

骨子案で示された重点プロジェクトにはこうした視点が見られません。ぜひ、こうした視点を盛り込むべきではないでしょうか。この点についてのお考えをお伺いいたします。

3番目に、国の方針にある地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメントする内容を盛り込むべきではないかという点についてであります。

先ほどの第2期における新たな視点の6番目は、地域経営の視点で取り組むを掲げ、地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメントとしています。

私は、今年の3月議会の一般質問で地方創生について、第1期の創生総合戦略で掲げられた産業振興に向けた地域経済分析の成果をお尋ねしましたが、これといった取組はされておりませんでした。

第2期の創生総合戦略では地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメントする内容を盛り込み、第1期の創生総合戦略で掲げられた産業振興に向けた地域経済分析に再度取り組むべきと考えますが、この点についていかがお考えでしょうか。

以上で第1点目の質問を終わります。真摯な御答弁を期待しております。

○議長（河杉 憲二君） 12番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 田中健次議員の新総合計画についての御質問にお答えいたします。

このたびの骨子案でもお示ししておりますとおり、新たな総合計画は具体的で実行性を重視するとともに子どもから高齢者までどなたにも分かりやすい計画にすることとしております。

この総合計画を力強く推進するために、目指すべき方向性が総合計画と同じであります第2期防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略と総合計画を推進するために不可欠な防府市行政経営改革大綱とを総合計画として一つに統合いたします。

骨子案につきましては、去る8月21日に全員協議会に、また25日に明るく豊かで健やかな防府創出会議にお諮りし、多くの貴重な御意見をいただいたところであり、こうした御意見もしっかりと参考にさせていただきながら素案の作成を進めているところでございます。

それでは、3点のお尋ねのうち、まず、防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけについてです。

新たな総合計画におきましては、計画に掲げる様々な分野の施策の中でも特に重点的に取り組むべき施策を分野を超えて取りまとめ、国の第2期総合戦略における新たな視点も踏まえ、5つの重点プロジェクトとして位置づけております。

また、議員御指摘の健康・福祉につきましても高齢者福祉などの施策を重点プロジェクトに盛り込むこととしており、今後、具体的な施策について素案の中でお示ししてまいります。

次に、2点目の誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会の実現及び3点目の地域の経済社会構造全体を俯瞰した地域のマネジメントについてです。

議員御提案の項目それぞれの重要性は十分に認識しており、中でも地域経済分析システム、いわゆるRESASについては3月市議会でも答弁させていただいており、RESASをはじめ様々な統計データを地域内経済の分析に活用しながら、現状や課題の整理をしていくこととしております。

これらの議員お示しの項目のほかにも、先日の全員協議会や明るく豊かで健やかな防府創出会議においてSDGsについてなど様々な御意見をいただいたところでございます。今後、素案を策定する中でしっかりと検討してまいります。

私といたしましては、新たな総合計画が具体的で実行性を重視した分かりやすい計画と

なるよう、引き続き、市議会、そして市民の声をしっかりとお聴きし、策定作業を進めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○12番（田中 健次君） 総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略と行政改革の計画を一つにまとめるということについては私は異論があるわけではありません。そして、それを分かりやすく誰もがというような形で示されるのも別にそのことに異議を唱えるわけではありませんが、2つ3つのものを一つにまとめる。今、言っているように重点プロジェクトには2つの要素があるわけです。総合政策の中で優先的に取り組むもの、重点的に取り組むものを入れるということ。

それから、まち・ひと・しごと創生総合戦略という、地方創生という、これは当然、総合計画の中にそういう内容はあるわけですが、そういった視点が強いものを一つにするわけですから、例えば重点プロジェクトの中のものは総合計画の中で重要性があるということで入っているものもあるわけで、これが果たして、まち・ひと・しごと創生総合戦略のほうで適切かどうかということが疑問視されるものも出てくるんじゃないかと思います。

だから、その辺のものを、例えば重点プロジェクトの中で、これは、まち・ひと・しごと創生ですよというものは星印をつけるだとか、何らかのそういったものを整理する必要があるんじゃないかと。そういう意味での見直しが私は必要だと思います。

それから、私がもう一つ強調した福祉ということがなくなっているということを言いましたが、市長は分野を超えてということで、ほかの分野の中に福祉が入っているというふうに説明されますが、これはある意味では下手くそな重点プロジェクトのつくり方だと私は思います。

なぜかという、わざわざそれを説明しなくちゃいけないわけです。なぜ6つの分野別施策というふうに分けられたのか。6つに分けられたら、それぞれの分野別で重点施策があっておかしくないわけです。

6つの分野別施策というふうになれば6つの重点プロジェクトという形でなぜ整理をしないのか。なぜあえて福祉だとか健康という言葉の大きな5つの目立つ言葉から外さないといけないのか。

これは、非常に、あえてそういうふうになっているのであれば、それは池田市政の姿ということで文句は言いませんけれども、そういうことではなかろうと思います。多分、1期のまち・ひと・しごと創生総合戦略が5つの目標であったと。それに何となく言葉が引き

ずられて５つの重点プロジェクトを担っているような気がいたしますので。

これは市民の人が見ます。出来上がった総合計画を。そうすると、分野別で細かな政策は５つの体系に分かれてできているわけです。重点プロジェクトで防府市は重点的にやりますと。「福祉とか健康の問題はないの」というふうに市民は見るわけです。そういう防府市にとって不利益を生じないような総合計画、重点プロジェクトの今の表題のつけ方だということです。

これまあ、ぜひ、防府市が健康・福祉ということをそこから外すということを意図的にしているのであれば、それは市の政策ですからいいんですが、そうでなければ、やはりこれは改めるべきだということを意見として申し上げておきます。

それから、あと、取り上げた２つのものについては、それぞれの箇所でそれなりに取り組むというふうに言われたと思います。

重点施策のⅠのところの（３）地域で健やかに暮らせる基盤づくりというところには、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けるための支援という言葉があります。これをそっくり、例えば女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できるよう支援しますと。こういうふうにすれば国が求めているような新たな視点がそのままそこに入るわけですから、こんなことも検討していただきたいと思います。

それから、３番目の問題、今年３月議会でこれまで格別な取組はなかったと申し上げました。なぜなかったかということ、職員の研修レベルであるということであつたわけです。

しかし、御答弁の中で、新たな総合計画における産業振興に関する施策を検討する過程で、ＲＥＳＡＳをはじめ国や県の様々な統計データを地域内経済の分析に活用しながら現状や課題の整理をしてまいりたい、そういう答弁がありましたから期待をしておりました。ところが、重点プロジェクト、この中でいけばⅣの強みを活かした産業力の強化にはそういった記載がありません。

５つのプロジェクトがあつて、その下に１８の項目があつて、その下に６０の取組がありますが、前の場合には、基本目標５つ、中項目１１、小項目２７、取組内容８４、８４の中の一つであつたわけですが、今度は６０の中の一つに入っていないわけです。

そういう視点で取り組まれるのかもしれませんが、これはもう計画をつくるまでにそういう取組が簡単にできる問題ではありません。ＲＥＳＡＳで分析したり、あるいは別の形でやるとすれば。だから、これはぜひ重点項目の中に入れるべき課題だろうと思います。

３月議会でも申し上げましたが、高山市、倉敷市、太田市の例を出して稼ぐ力がどこにあるのかという分析例を示しました。中には、お金が、県外というのか、それにどういふふうに漏れているかということも紹介しましたが、防府市もぜひこうした地域経済分析を

計画に盛り込むべきだと。これは第１期にあった取組内容ですから、第２期でこれをなぜ消し去るのか。ぜひ、そういった点について、再度、検討をお願いしたいと思います。

いろいろ言いましたが、できれば、６つの施策に対して５つの重点プロジェクト、これをもう一度、６つの重点プロジェクトにする考え方はないのかどうか。それから、産業振興に向けた地域経済分析というようなことを、もう一度、１期にあったものを２期にも入れる考え方はないのか。この２点についてお伺いしたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 田中健次議員のほうから、このたびの骨子案について様々な御意見をいただきました。

あくまでもこれは骨子案でございまして、この間の全員協議会また防府創出会議で本当に様々な意見を伺っております。今、５つ６つとありましたけれども、そのほかにも様々な意見を伺っておりますので、ＲＥＳＡＳの問題もございすけれども、それを踏まえて素案に向けてこれから庁内でしっかりと精査して、またつくっていきたいと思っております。

ただ、防府市の総合計画でございす。国も県も大切ですがけれども、まずは防府市独自の計画をつくりたいという私の考えも御理解いただければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○１２番（田中 健次君） もうちょっと前向きな御答弁がいただけるかと思いましたが。

今、手元に第三次の防府市総合計画というのを私持っています。これは２０年前の、１０年サイクルでこれまでつくっておりましたから、２つ前ということで２０年前の総合計画です。

松浦市政が２０年間続いたわけですから、この総合計画は、言ってみれば、松浦市長が今の池田市長のタイミングで、任期１期目のこの２年半ぐらいのタイミングでつくられた計画ですが、当時は５つの政策分野という形で５つの重点プロジェクトという形でやっています。それは５つの政策分野がきちっとそれぞれの重点プロジェクトに合う形です。やはりこうした整合性を取るやり方が必要ではないかということを改めて申し上げておきます。

それでは、時間もありますので、次の質問に移ります。

質問の第２は留守家庭児童学級についてであります。

市内の学校で、小学校の３年生が多数、留守家庭児童学級へ入ることを希望したが、入れなくて待機児童となり、保護者が困っているとの相談を受けました。早速、担当課へ問

い合わせたところ、新１年生の留守家庭児童学級への希望者が見込みより多くなり、そのため３年生が待機児童となり、急遽、８月から１学級増設したということをお聞きしました。

そこで１番目に、現状はどうなっているのか。希望したが入れない待機児童はどの程度生じているのか、定員に対してどの程度まで受け入れているのか。また今後の見込みはどうでしょうか。こうした点についてどう考えられているのか、まず伺いたいと思います。

２番目に、コロナ禍の状況で留守家庭児童学級の狭隘さが改めて改善課題と言われており、防府市の留守家庭児童学級を計画的に抜本的な拡大をすべきではないかという点について伺います。

留守家庭児童学級は以前から、その使用する部屋が狭く、特に雨の日などは子どもたちにとって窮屈な状態だと言われてきました。防府市では１学級の定員を、国の基準から、基準は４０名ですが、実質的に５０名に広げて運営してまいりました。今後、新型コロナウイルス感染症対策で、いわゆる３密を避ける環境を整備することが重要になります。

今年の３月に日本学童保育学会は、理事会名の新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急声明で４項目を政府と自治体に求めています。その４項目めでは現在の施設面積の基準１．６５平方メートルを大幅に引き上げることを求めています。

また、国の新・放課後子ども総合プランでは、放課後児童クラブ、防府市では留守家庭児童学級がこれに該当しますが、２０２３年度末までに全国で現在の１２２万人を３０万人分の受け皿を増やして１５２万人とする目標が掲げられています。約２５％の定員増があります。

防府市では、女性の就業率は都会ほどではないとしても１０年単位で考えると大きく伸び、留守家庭児童学級のニーズはさらに増えることが想定されます。この際、留守家庭児童学級について計画的に抜本的な拡大をし、１学級当たりの定員を少なくとも国の基準まで減らし、今より少しでも伸び伸びと過ごせるように環境を整備すべきと思いますが、いかがでしょうか。お考えを伺います。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 田中健次議員の留守家庭児童学級についての２点の御質問にお答えいたします。

まず、１点目の留守家庭児童学級の待機児童の現状と今後の見込みについてです。

本市では、保護者の就労等により放課後等に家庭で保育することができない小学生の保育を行うため、現在、野島を除く１６小学校区において留守家庭児童学級を２９学級、各福祉センターにおいて留守家庭児童クラブを４学級、合わせて３３学級を開設し、低学年

については全て受入れを行うことを原則としております。

しかしながら、本年４月１日現在で低学年の待機児童が３８人となっていたため、その後、解消に努めてまいりました。最終的に新田校区において２９人の児童の受入れが難しかったところですが、学校の御協力により８月から新たに開級できたことにより、低学年の待機児童は全て解消したところでございます。

次に、定員に対しどの程度まで受け入れているのかにつきましては、市ではおおむね４０人以下の定員としており、実際に登級する児童が７割前後であることを勘案して受入児童数は一番多い学級で５６人となっています。

また、今後の見込みにつきましては、今年３月に策定した第２期防府市子ども・子育て支援事業計画において今後も利用希望のある児童数が増加傾向で推移することとなっております。

続きまして、２点目の留守家庭児童学級は計画的に抜本的な拡大をすべきと思うが、どう考えているのかについてです。

現在、留守家庭児童学級の実態としては、おおむね４０人以下で運営しておりますが、国の基準である１学級当たりの受入児童数を４０人としますと、年度当初の各学校の受入児童数から換算すれば学級を１１学級増設することが必要で、それに伴う場所と支援員３３人の確保が課題であり、早期の対応は難しい状況であると思っております。今後もまずは低学年の待機児童を出さないようしっかりと取り組んでまいります。

なお、コロナ禍であることから、６月補正で御承認いただいた予算を活用し、留守家庭児童学級の衛生用品を確保するとともに、マスク、手洗いの徹底、学級内の換気を十分行うことなどにより新型コロナウイルス感染症対策も引き続き実施し、今後も子どもたちの安全・安心を第一とした運営に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○１２番（田中 健次君） 全般的に御答弁をいただきましたけども、それで、４月現在というのか、あるいは現在の状況でも構いませんが、待機児童が１０人以上の学校はどの程度あるのか、まずこれについてお答え願いたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

年度当初に待機児童が発生した中で、待機児童が１０人以上発生した校区につきましては、新田、華城、右田小学校校区においてでございます。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○ 1 2 番（田中 健次君） 新田の例は、低学年があったけれども、それは解消したということで理解できますが、かつては３年生までであったわけですが、現在は６年生まで、厚労省の考え方で、そういう事業になっているわけですね、６年生までという。

そういうことの中で、１０人以上の、希望するけれども行けないという、そういう実情については、ぜひしっかりとこの場で共有したいし、それからまた改善も求めていると思います。

それで、第２期の子ども・子育て支援事業計画を改めて見ました。３月議会で議案として審議したわけですが、内容の精査が不十分と今は反省しているところであります。

どういうことかという、この留守家庭児童学級、今の学校でしているもの、それから福祉センターでしているものを合わせての問題ですけれども、希望量の見込みと確保できる定員を市全体で差引きして計算しているわけです。

学校ごとに見ると、例えば令和２年度では９０人の待機児童が出るわけです、数字上。それから、５７人の定員の余裕があるということで、３７人の待機児童があるような表示になっております。

これは、例えば牟礼南小学校で待機児童が出ても空いている富海小学校へ子どもが行くというわけにはいきませんので、９０人の待機児童というような数はきちっと表示をして、他方、余裕があるのが５７人という、こういうような表記の仕方にぜひこれは修正していただきたいというふうに思います。今のは要望で、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、複数の学級がある学校で、今、直営と委託の両方の雇用形態、そういう学校が１校ほどあるというふうにお聞きしています。そのため、一緒に活動できない。土曜日などはむしろ一緒に活動できるような機会があるわけですが、２学級と１学級、別々の形で活動しないといけない。こういう問題も発生しているというふうに聞きますので、今後、改善していただきたいと思います。

全体的な問題ですが、留守家庭児童学級の問題は、かつては一部の少数の児童の問題であったわけです。国の政策も最初は文部省の鍵っ子何とかというような事業だったと思いますが、これがなくなって単市事業になって、それから厚生省の関係の事業になって、当初は文部省の事業でやっていましたから、私が議員になった当時は、社会教育課、今の生涯学習課が担当しておりました。

それが厚生労働省の事業になったということで、今は子育て支援課がやっているわけですが、それで、かつては各学校に、町なかの中心部の主な学校には大体１クラスあったと。ないのは、小野だとか大道あるいは富海、向島というような周辺の学校になかったという

状況です。

ただ、ある学校も、福祉センターがあるところは20人の定員だと。学校の分は30人とか50人を受け入れておるので、20人の定員しか受けられない佐波、右田、牟礼南、玉祖の4つでは問題が出てまいりました。

私のおります佐波、それから自由ヶ丘で新しく住宅ができたところでは、急遽、そういう形で増やすような形になってきたわけです。今や、例えば華城小学校では4クラスあるわけです。

厚生労働省が保護者の就業率ということで、要するに80%と言っているわけです。80%就業するということになれば、おじいちゃんやおばあちゃんがおる家は面倒が見られるかもしれませんが、1年生から3年生の例えば約3,000人、その8割が全て留守家庭児童学級だとかそういう施設にお世話になるとすれば2,400人ということになります。2,400人がみんな来るわけではありませんが、今、市のほうが考えているのは定員が1,400とか1,500のレベルです。

したがって、先ほど部長が言われたように11クラスぐらいは、もし定員をすれば必要になるということがありますので、これはやっぱり、後追いでどんどんやるのではなくて、ぜひ前向きに市のほうが対策を講じるという。後追いで、どうしようもないから何となく増やすということではなくて、そういった計画を前広に方針を立てていかないといけないと思います。ぜひそういった形の方針をつくっていただきたいと思います。

先ほど言いました重点プロジェクトの60の取組の中の一つに放課後の子どもの居場所づくりの充実というのがありますので、この辺については課題だろうというふうな受止めがあると思いますが、そういったきちとした方針をつくっていくということになると担当課というよりは市長のそういった気持ちも大事だろうと思いますので、この辺、市長から御答弁いただければと思います。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 私のほうから御答弁させていただきます。

女性の社会進出が進む中におきまして留守家庭児童学級のニーズはこれからも増えるものではないかと思っております。今回のコロナのときも増やしましたがけれども、これから増えていくんじゃないかと思っております。

そうした中で、今、留守家庭児童学級につきましては保育料という形で保護者の方、御負担もいただいているところでございます。御負担をいただくということは、それなりのしっかりとした留守家庭児童学級のサービスの提供も求められます。

実際に指導員の方は保育士とか社会福祉士とか教職員の免許を持っているということが

条件になっています。今回、先ほど申し上げました新田小学校で1学級増えましたけれども、それも担当の職員のほうが駆けずり回って、そういう資格者を確保するということから始まりました。

ただ、私は議員と同じ思いを持っております。そういうことで、それが次の総合計画の中にどう位置するか分かりませんが、まずはそういう課題もありますけれども、そういうことで、より防府市の中のこういう留守家庭児童学級が少しでも充実するように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○12番（田中 健次君） 市長のほうから前向きと申しますか、そういった意欲をうかがえる御答弁をいただきましたことには感謝を申し上げます。

しかし、10とか11ぐらいクラスを増やさないといけないという課題でありますから、やはり年に1クラスとか2クラスとか、例えば2年間に3クラスだとか、そういったような、ある意味では目標を持って、言われるように指導員の方を確保するのは大変ですから、一度に10クラスを増やせなどと私も言った覚えはありませんので、それはやはり計画的に考えていかないといけないということで、ぜひお願いをしたいと思います。

それでは、残り時間がわずかになりましたので、最後の質問に入りたいと思います。

質問の第3は一灯点滅式信号の撤去についてであります。

一灯点滅式信号とは、青・黄・赤の通常の信号と異なり、一灯のみで黄色または赤色を常時点滅させる信号をいいますが、市内に10か所以上あると思います。この信号は、市内の幅員が比較的狭い道路、生活道路の交差点で交通事故などが起こりやすい箇所に設置されておると思います。交通安全上、欠かせない設備だろうと思います。

ところで、市内の一灯点滅式信号を撤去する計画があるとの話を聞きますが、このことについて市執行部はどのように把握しているのか、この点についてまずお聞きします。

また、これまで交通安全上、大いに役立ってきた設備がなくなるとすれば、これにどう対処するのか、交通安全面での対応が必要となるとと思いますが、この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友景 康浩君） 田中健次議員の一灯点滅式信号機の撤去についての御質問にお答えいたします。

田中健次議員は自治会長の立場としてお聞きになられたのだらうと思われまします。このことについて私どもも山口県警にお尋ねしたところ、一灯点滅式信号機は全国的にはあまり普及されていないことから赤色点滅の一時停止を徐行と勘違いする方が多く、事故の要因

にもなること、また停電時には機能しないことなど一時停止の効果が十分に発揮されていない状況であるとのことでございました。

このため、山口県警では基本的には見直しを行う中で、安全性を高める方向で検討していると伺っております。また、このことを進めるに当たりましては、山口県警としても住民の皆様に十分な説明を行い、御理解を得た上で行う方針と聞いております。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 田中健次議員。

○１２番（田中 健次君） 山口県警のホームページを見ますと、一灯点滅式信号というのはその他の信号ということで、細かな区分がありませんが、信号の中でいけば３％から４％ぐらいの数字だろうと思います。

いろいろとインターネットで調べると徳島新聞がこのことを取り上げておりました。２０１７年の１０月３１日ですけれども、今、言われたようなことがあります、もう一つ、老朽化した信号機の更新費用が財政的な負担になっているというようなことであります。

ただ、徳島ではモデルケースとして、廃止に当たっては、夜間発光式の一時停止標識、一時停止の標識を赤の点滅する側につけるとのことらしいんですが、それと路面にカラー舗装をするというような形のものをしているというふうに徳島新聞には書いてあります。

ところが、毎日新聞の佐賀版を見ると、これはちょっと困ったことだなと思うんですが、県警が交差点をカラー舗装したり強調標示するよう道路管理者の自治体に要請していると。だから「防府市さん、あとカラー舗装をしてくださいよ」というような、これを当てはめればそうなるわけで、ぜひこの辺は、万全な対策ということを、防府市の中で、これから幾つかがそういうふうに変えていくということであれば、行政としても市の負担がそれによって大きく増えないようなことも考えていただきたいと思います。

もうちょっと調べると、警察庁が２０１５年に老朽化した信号機の更新や設置基準の見直しを進める中、全国の警察などへ、一灯点滅式信号機その他の常に灯火の点滅を行っている信号機については一時停止の交通規制やその他の対策により、代替が可能な場合は信号機の撤去を検討するものとする。という警察庁全体の方針がある中で、今、山口県警も進められているんだろうと思います。

ぜひ、これは幅広く市民、そこを利用するのは、当該の、例えば、私はたまたま自治会長の立場で知りましたが、当該の自治会だけではなくて、両隣の自治会にはこの話は全然行っていないわけです。そういったことではやっぱり、そこをたくさんの人が通るわけで

す。私は華城のほうの点滅式のところを知っておりますし、牟礼も、それから右田も華浦にもあちらこちらにあって、皆さん多分、通られると思って、一旦停止をしたり、あるいは黄色のほうは徐行をしてということで注意されると思うんですが。過去には地元のほうで何とかしてくれということで要望があったものだと思います。

ぜひ、この辺のところ、今後、また行政としても詰めていていただきたいということ要望して私の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、12番、田中健次議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩といたします。

なお、お疲れのところ大変申しわけございませんが、直ちに議会運営委員会を開催したいと思いますので、関係の方々は3階の全員協議会室に御参集ください。

午後0時 5分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（河杉 憲二君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続きまして一般質問を続行いたします。次は、14番、曾我議員。

〔14番 曾我 好則君 登壇〕

○14番（曾我 好則君） 「自由民主党清流会」の曾我でございます。コロナ禍の中、知識と脂肪を蓄えてきましたので、張り切って頑張りたいと思います。

それでは、通告に従いまして地域経済循環型社会の構築について質問をさせていただきます。

コロナ禍の中、国の経済状況は直近のGDPの速報値において年換算でマイナス27.8%という数字がマスコミ各社から発表され、国の財政状況においても社会保障費の増加などの影響により、国の借金は過去最高を更新する1,100兆円を超え、国と地方の長期債務残高はGDPの2倍程度に膨らむなど、これらの数字はマスコミ各社があおっていることは否めませんが、今後、米中対立が国内経済に大きな影響を与えるだけでなく、我が国においては、人口減少・少子高齢化による超高齢化社会への対応、頻発する大規模災害への対応、あるいは新型コロナウイルス感染症拡大防止など直面する喫緊の課題を多く抱えており、安倍総理の辞任も相まって時代の大きな転換期を迎えていると考えます。

本市においても、コロナにより、一時、市内の各企業は休業や生産調整に入るなど各家庭の収入等は大きく減っており、また多くの市民は移動や行動の自粛を余儀なくされたことで本市経済にも甚大な影響があったということは言うに及びませんが、来年度の市税等の歳入が激減することが予想されており、コロナよりも本市の財政こそ、緊急事態宣言を

出す必要があるのではないかと心配しております。

このような中、コロナの影響といってもどの業種がどの程度影響しているか知るすべがないかネットで調べていると、内閣府地方創生推進室と内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が地方創生の様々な取組を情報面から支援するため提供しているV—R E S A Sというデータベースにたどり着きました。

この基となるR E S A Sは3月議会でも今日の一般質問でも田中健次議員に取り上げていただきましたので、ここでは簡単に説明しますと、これらのデータベースは、全国約1,800の市町村単位で地域経済を生産・分配・支出の3面から捉え、各面でのお金の流れを把握し、地域経済の強み・弱み・課題を俯瞰で捉えるための分析ツールであり、いろいろな自治体、金融機関、研究機関などの多くの利用者に大好評をいただいているようですが、P D C AサイクルのPの部分に相当し、これをどう展開し実行するかが重要であると考えております。

その中で、地域経済の衰退原因は稼ぐ力が小さい場合だけでなく、地域からのお金の漏れに影響されることが多いとされておりますので、官民間問わず市内の経済は市内で循環させることがたとえコロナ禍であってもある程度、的を絞って対策を講じることができれば被害は最小限に食い止められ、ひいては持続可能な行財政基盤の構築につながるのではないかと思います。

では、実際にこのシステムを本市で稼働させてみると、データの最新が2015年ですが、稼ぐ力もあるがお金の漏れも多いという結果になりました。地域経済循環率は県内他市と比べてもいい結果が出たのには少々驚きましたが、市民感覚では、いろいろな産業において稼ぐ力はまだまだ乏しく、お金の漏れも多いと感じている方も多いのではないのでしょうか。

稼ぐ力で考えられる取組としては、各企業の生産性の向上や売上増加等は企業努力によるところが多いので今回は取り上げませんが、観光業を少し例に取り上げてみたいと思います。

本市を訪れる年間観光客数約280万人に対して本市に少しでもお金を落としてもらうことが重要と考えますが、地元産品のブランドが少ないため、すぐ帰省される方や年配者には、練り物はあっても天満宮のお膝元でありながら、まんじゅうのような日持ちがするお土産で何を薦めていいか迷った方も多いと思います。また、手軽に食べられる御当地バーガーのようなファストフードがないのも本市の弱みであると強く感じております。

少し余談になりますが、コロナにより、市内小・中学校は、従来の夏休み期間中、メンテナンス等の関係から給食ではなく弁当となりました。参加していただいた弁当屋さんは

子どもたちに少しでもおいしいものを提供したいということで競っていいものを提供していただき、参加された市内の弁当屋さんと各家庭への負担を考慮いただいた市に対しまして多くの学校関係者は感謝していると伺っております。

その弁当の中で、小学生の娘がギョロッケをパンに挟んだものが出てきてとてもおいしかったということを言っておりました。これは、本年４月に本市に本社がある企業で初の東証一部上場となりました丸久やアルクでおなじみの株式会社リテールパートナーズやスポーツセンター入り口にある、ぱんの平井屋藤兵衛でも、２００円から２５０円前後だったと思いますが、既に販売されており、マックのバーガーが１個４００円前後と考えればかなり格安だと思います。

この地元のパンに地元のギョロッケを挟んだバーガーを御当地バーガー「防府幸せますバーガー」として売り出しませんか。市長もよく御存じだと思いますが、県や山口市だったら、職員自らとつくに仕掛け、幸せますブランドとして確立されていると思います。その幸せますブランドを認定するのは商工会議所のようなのですが、任せっきりにするのではなく市も積極的に関わっていただきたいというふうに思います。

もちろん、全国初となる防府観光コンベンション協会とＪＡＬとの協定の締結や間もなく完成する新築地町の防災公園の大型遊具により、県内外からの誘客も稼ぐ源となり、高く評価できる施策も実施されておりますが、これが稼ぐ力にならなければ意味はありませんので、商社のように本市自らどんどん仕掛けていただきたいというふうに考えております。

一方、金の漏れは、市が発注している物品調達、業務委託及び公共事業等において本社が市内にない会社がまだまだ多く受注されており、改善の余地が多いのではないのでしょうか。

例えば、物品調達において、この議会でも議案第５８号と５９号で上程されている消防関係の特殊車両２台の入札案件は隣接する市外の業者が受注されておりましたが、逆に近接する市が発注した場合、本市の業者が入札に参加できる仕様になっているのか、甚だ疑問です。

このように市内で入札参加資格がある業者が少なく競争性に欠ける場合、近隣の業者に入札に参加してもらうのですが、本市の業者がお隣の入札に参加させてもらえないのに本市だけは入札に参加させることがないよう、近接する市と協議するなど改善していただきたいというふうに思います。

そして、指定管理者制度では給食センターやソルトアリーナなど業務内容によっては地元の業者でも受注可能だと思われますので、今後、発注する仕様書等の内容や地元業者等

の育成を含め、しっかり検討していただきたいというふうに考えております。

また、業務委託については、測量は市内業者へ全て委託可能にもかかわらず残念ながら分離発注されていなく、ほとんどが設計や調査と一緒に発注されており、本市に事業所を置く大手コンサルが受注しています。このため、本市の事業所に営業マンが1人しかいない大手コンサルと、本社がある地元業者を同等に扱っておりますが、委託費のほとんどが人件費などで、本市に技術者もいない事業所は大半が大都市にある本社や支店に流れ、消費されておりますので、今後は、県同様、入札参加回数を調節するとか同等の実績さえあれば地元業者だけ入札参加要件を緩和するなど方法は幾らでも考えられますので、地元企業への優先発注及び受注機会の確保に真剣に取り組んでいただきたいというふうに思います。

さらに、土木工事においては特殊な工事もほとんどないため市内業者が受注されておりますが、これから庁舎建設という大きな工事では共同企業体による発注形態になろうと思います。その場合、構成員で最上位に当たる親は技術的に難易度が高いため大手ゼネコンでやむを得ないと思いますが、市内業者が入れるこの要件では、これまでの出資割合を引き上げるなど、本市に少しでも多くお金が落ちるよう本市自ら積極的に取り組む課題だというふうに考えております。

このように地域からの所得の流出を最小限にとどめ、地域外からの所得が流入する取組や対策をまずは市がお手本となって講じていただければ民間企業もしっかり追随してくると思われまます。そうなれば本市の経済循環構造が構築できる日は近いのではないかと思います。

ここでお尋ねいたします。コロナ禍であっても影響を受けにくい経済基盤を築くには、もう一度、原点に戻って、地域経済循環型社会の構築を推進する必要があると考えますが、市長の御所見をお伺いします。

○議長（河杉 憲二君） 14番、曾我議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 曾我議員の地域経済循環型社会の構築についての御質問にお答えいたします。

議員御提案の地域経済循環型社会の構築につきましては、市内でお金が循環する構造をしっかりと確立することでコロナ禍にあっても地域経済への影響を最小限にとどめることが可能となり、その結果、本市の持続可能な行財政基盤の構築にもつながるとの御指摘だと思います。私も全く同感でございます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大は世界経済活動に大打撃を与え、IMF（国際通

貨基金）が２０２０年の世界の経済成長率をリーマンショック直後の２００９年におけるマイナス０．１％をはるかに上回るマイナス４．９％と予測するなど、その影響はリーマンショックよりはるかに大きいと言われております。

私は、新型コロナウイルス感染拡大による地域内の経済のダメージを最小限に食い止めるためには、地域内で経済を循環させる必要があるという議員と同様の考えの下、国の特別定額給付金１０万円の支給に併せ、子育て家庭への飲食クーポン券の配付やプレミアム付商品券など経済対策を実施してまいりました。

さらに、この９月議会におきましても妊産婦や高齢者の健康対策として地元食材や花を提供する補正予算を計上し、地域内の経済循環を促進するための対策に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、地域内の経済循環を促進するため、本市の入札制度に対しまして議員からも御提案をいただきました。市内業者で履行可能なものは市内業者に発注し、地域内の経済循環を高めていくとの考えの下、ダンピング受注の防止と市内業者への受注機会の向上を図るため、昨年４月に公共工事に係る最低制限価格の見直しを行い、さらに本年４月からは建設コンサルタント等の業務委託に係る最低制限価格制度を導入したところでございます。

このような改善等は行っておりますけれども、今後とも、地域内で経済が循環する環境を整えるため、将来的な品質の確保と市内業者の担い手を中長期的に育成するという観点から、必要に応じて入札制度の見直し等に努めてまいりたいと考えております。

さらに、地域経済循環型社会を構築するためには、議員御指摘のとおり地域外からの所得を流入させる取組が重要となります。地域外の方に市内の商品を購入していただくためには商品の魅力向上が必要となります。

そのための取組の一つとして、本市では平成２３年度から防府商工会議所において商標登録「幸せます」を商品やサービスに利用し、防府ブランドとして認定する仕組みがつけられております。

幸せますブランドは、市民の皆様からは高い評価をいただき、市民の皆様に着しているものでございます。今後、外に向けてしっかりとＰＲしていかなければなりません。市といたしましては、市外・県外に向けて防府ブランドをしっかりと売り込む方策、取組の検討を急ぎたいと考えております。

現在、新たな総合計画を策定中でございますが、地域内の経済循環の向上を図ることで本市が将来にわたり持続的に発展し、明るく豊かで健やかなまち防府を実現できるよう努めてまいりたいと存じます。

以上、御答弁を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 曾我議員。

○14番（曾我 好則君） 御回答いただき、ありがとうございました。

地域経済循環型の構築は、刻々と社会構造が変化する中、適時、見直さなければなりませんし、今後、どれだけ取り組まれるかが重要となってまいります。

市長におかれましては、コロナ禍において、子育て世帯への飲食クーポンやプレミアム付商品券。飲食業、観光関連業、理美容業等が対象の事業継続緊急支援給付金。宿泊促進・観光活性化事業、公用車更新の前倒し、さらには今議会でも妊産婦や高齢者に地元食材や花を提供する議案を上程されており、市内経済の活性化対策を即座に講じておられ、本市経済の循環に取り組まれておりますので、今後の対応にも大いに期待しております。

しかし、先ほど御回答いただいた中で、入札参加資格要件における地元企業への優先発注及び受注機会の確保を御提案させてもらったにもかかわらず、入札制度における予定価格等の引上げの話をされましたが、これは全く別次元の話でございますので、今後は地元企業への優先発注及び受注機会の確保に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

ここで、先ほどV-R E S A Sというデータベースの話をしてしましたが、コロナ禍にあってどの業種がどの程度影響を受けているのか、その一部を紹介しますと、例えば山口・防府地域における飲食業では5月1週の対前年同月でマイナス77%をピークに、最新の8月1週でもマイナス37%であり、宿泊業では4月後半から5月末にかけ1か月以上ほぼマイナス100%で、最新の6月末でもマイナス76%となっており、大変厳しい状況が伺えます。

消費動向全体で見ても、これはJCBカード決済のデータを活用しているみたいですが、4月末のマイナス18%をピークに、最新の6月末でマイナス6%と回復傾向がうかがえます。

逆に売上げが上がったのはスーパーマーケットで、全国1,200店舗のPOSレジの売上データから、3月1週のプラス18%をピークに減り始め、多少の上下を繰り返しながら8月1週のマイナス1%と、コロナ禍にあってプチバブルになっていたことがうかがえます。

さらに、このPOSレジは販売情報を管理するシステムなので品目内訳まで分かるのですが、大きく増えていた品目では、衛生用品、除菌剤は言うまでもありませんが、小麦粉や調味料を表すプレミックスや生クリームなど家庭料理の原材料等であり、減っていたものでは、化粧品、ビール、スポーツ飲料、たばこなどであり、コロナ禍なので、少しぜいたく品を抑えながらしっかり市民の方はステイホームをされていたということがうかがえ

ます。

このようなデータの中、本市の事業継続緊急支援給付金では飲食業も入っていましたし、宿泊促進・観光活性化事業では宿泊施設への対策も講じられておりますが、いまだガラケーの池田市長がそういった業種にピンポイントの対策を講じられておられるのは、いろんなところに常日頃から足を運ばれ、市民の声をしっかり聴かれての対応だと思います。

しかし、ガラケーの方には信じられないかも知れませんが、こういったデータも対策を講じる裏づけとなりますことから、今後の新たな総合計画等では、活用できるものは活用していただき、地域経済循環型社会の構築が確立できますようお願いいたしまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、14番、曾我議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、11番、清水力志議員。

〔11番 清水 力志君 登壇〕

○11番（清水 力志君） 「日本共産党」の清水力志です。通告に従いまして質問をさせていただきます。執行部の皆様におかれましては何とぞ誠意ある御回答をお願いいたします。

まず、1番目の質問、介護利用料の負担増について質問いたします。

先日、デイサービスを利用する方から利用料が上がったという話を聞きました。なぜだろうと思った矢先、私はある新聞記事を見てこれが原因なのかと思いました。2020年7月27日付、朝日新聞の記事に「介護報酬、コロナで上乗せ波紋 厚労省が特例、利用者の負担増」という見出しの記事がございました。

内容を御紹介いたしますと「新型コロナウイルスの感染防止に取り組む介護事業者に対し、厚生労働省が介護報酬の上乗せを認める特例措置を始めたことが波紋を呼んでいる。特例は、新型コロナの感染症対策をするデイサービスの事業者が利用者の同意を得た上で、実際よりも長い時間、サービスを提供したと算定して介護報酬を上乗せできる。厚労省が6月1日に都道府県などに通知した。例えば、要介護3の利用者が5時間から6時間のデイサービスの利用を受けた場合、事業者は1日2時間の上乗せをした7時間から8時間のサービスを提供したとして介護報酬を算定できる。厚労省は、感染症対策がされることは利用者にもメリットがあり、負担増を理解してほしいと説明する」とあります。

そこで質問をさせていただきます。厚生労働省は新型コロナウイルス感染防止に取り組む介護事業者に対し、通所介護利用料の上乗せを認める特例措置を通知しましたが、本市における状況はどうでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（河杉 憲二君） 11番、清水力志議員の質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 清水力志議員の介護利用料の負担増についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る介護利用料の上乗せを認める特例措置につきましては、去る6月1日、厚生労働省より通知がありました。内容は、介護サービス事業所が新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を適切に実施した場合、介護報酬の上乗せを可能とするものです。

平均的なサービス利用のケースで試算してみますと、要介護3の方が通所介護サービス5から6時間を月12回利用された場合、2区分上の7から8時間の単価を最大4回まで特例で扱えるため、自己負担が通常1回当たり765円のところ特例措置で887円となり、差額の122円の4回分である488円が特例措置による1か月の自己負担額の上乗せとなります。また、特例措置が最大となる場合を試算しますと1か月756円の上乗せとなります。

このように利用者の自己負担が増額となるため、各事業所には事前に利用者に説明をして同意を得た上で実施するように、去る6月18日に市独自の対応として介護サービス事業所に同意を取るよう改めて連絡をしたところでございます。

さて、議員お尋ねの本市における介護報酬を上乗せする特例措置の実施状況につきましては、市内の対象となる通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所65事業所に確認したところ21事業所で実施しており、全体の約3割に相当いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○11番（清水 力志君） 21事業所が介護利用料上乗せの特例措置を実施しているというふうな御回答をいただきました。

私は、この質問で特例措置の実施をしている事業者の問題があると言っているわけではございません。緊急事態宣言が出た4月5月は多くの事業所が縮小や休業をし、厳しい経営が続いており、さらには消毒液や感染防止対策の出費もかさんでいると思われ、やむにやまれぬ措置だったというふうに思っております。

しかしながら、この介護利用料上乗せの特例措置には幾つかの問題がございます。

1つ目は、利用者も事情を知っているだけに、事業者に同意を求められれば断りにくい実情があるということです。普段お世話になっているので、事実上拒否できないというような消極的な受入れも見受けられるなど様々な反応が出ております。

2つ目は、特例によって利用者の負担が大幅に膨らむおそれがあります。介護保険の毎月の利用額は要介護度別に限度額が定められておりますが、通常1割から3割の自己負担が限度額を超えると10割になります。これまで限度額ぎりぎりか限度額を超えてサービスを利用してきた人に特例が上乘せされれば大幅な負担増になります。

また、厚労省はコロナが収束するまでの時限的措置というふうにしてしておりますが、いつまで続けるかも明らかにしておりません。この現状では利用者の負担が膨らむことが危惧されます。

3つ目は、特例措置は利用者の同意が前提であるため、同意を得られた利用者と得られない利用者との不公平が生じる場合があります。利用者も感染予防や事業所の大変さを理解し、利用時間を減らして協力している中、さらに利用を控えざるを得ない利用者も出てくると考えられます。

そもそも国は重症化しやすい高齢者を守らねばならないと繰り返し強調しております。それならば、高齢者が集まる介護の現場には医療機関と同程度に集中的な支援があってもいいはずです。感染防止対策に係る費用は保険とは切り離し、国が公費で負担するのは当然であると考えます。

また、事業者に対しても財政支援がないと意味がありません。対応を事業者任せにして提供していないサービスの負担を請求させるやり方では利用者の理解も得られません。

以上のことを踏まえて再質問をさせていただきます。

事業所の責任でも利用者やその家族の責任でもない事態に対し利用者負担を求めることは、利用者と事業者との信頼関係が壊れ、介護保険制度そのものを揺るがしかねないと考えます。感染防止などの現場の負担を評価するなら、それに伴う経費等については国や県が賄うべきだと思いますし、防府市からも声を上げて要請すべきだと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

まず、感染予防対策につきましては、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要なかかり増し経費について、山口県が実施主体となり補助を行っています。

本市においても、介護施設等における感染予防対策が必要との考えから、5月補正予算の承認を得て、市内の介護施設等に1事業者当たり10万円、総額2,520万円の補助金を6月10日までに交付し、介護サービス事業所を支援してまいりました。また、防府市地域産業促進事業補助金では、ガイドラインに基づく感染防止対策に必要な経費につい

て最大３０万円を限度に補助をしております。

これらの補助を活用していただき、介護サービス事業所には新型コロナウイルス感染症の予防対策の実施をお願いするところでございますが、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が続く状況が見込まれるため、議員お尋ねの感染予防対策に係る経費の公費負担につきましては、市長会等を通じ、国や県に対し要望するよう検討してまいりたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○１１番（清水 力志君） 分かりました。また今後も引き続き声を上げて要請していただきますこと、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、御答弁にございました社会福祉施設等への感染拡大防止対策支援の補助金制度を５月臨時議会、早い段階で予算化されたことにつきましては高く評価をいたします。また、これも聞いた話ではございますが、実績のほうでは高齢者福祉施設では、ほぼ全ての事業所に補助金が行き届いていることが分かりました。

新型コロナウイルス感染防止対策について利用者に負担を強いる政策はほかには見受けられません。例えば、保育所で対策をしたからといって保育料を値上げするということは絶対にしないはずで、今回のケースでは公費で負担するのが適切だと考えます。

また、この問題で、長野県飯田市では、利用者の負担増なく介護事業者を支援するため、特例措置を算定しない事業者に対して介護報酬の上乗せ額に相当する補助金を交付すると決めました。このように場合によっては市独自の政策の必要性もあるのではないかとということもここで申し上げておきます。

コロナ禍は介護を家族で抱え込む社会に後戻りさせる危険性をはらんでおります。現在の制度を維持するためにも、厚労省は特例措置を撤回し、国の責任で事業者を支える新たな対策を講じるべきだと考えます。

そして、防府市におきましても、国や県がやるべきことだからというのではなく、今後の動向や状況を見て動いていただきたいということを要望いたしまして１つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、２番目の質問、国民健康保険について質問をさせていただきます。

国民健康保険については、国や県が定めた制度についての考え方や市における方向性などでこれまでも質問をさせていただきました。そして、平成２８年１２月議会、私の議員となつての最初の質問でございましたが、「あらゆる工夫を行い、国民健康保険料の引下げを」と、１世帯１万円当たりの引下げをお願いしたいというふうに要望し、これまでも

繰り返し要望してまいりました。

今回は、私の原点に立ち返り、国民健康保険を取り巻く情勢と国保料に対する意識の変化を見ながら質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問は、今年度、国は都道府県国保運営方針策定要領の改定を行い、保険料水準の統一化を目指すことを強調して目標に掲げられましたが、本市はこのことについてどのようなお考えか、見解をお伺いいたします。

国民健康保険の都道府県単位化については平成29年6月議会のときに質問をさせていただきました。そのときに私は、この国民健康保険の都道府県単位化の本来の目的は、県内の保険料率の統一化、ひいては保険料の平準化にあると私は考える。地域間に医療費の格差がある現状では保険料の統一化・平準化は行わないでほしいと要望いたしました。

しかしながら、今年度、国は都道府県国保運営方針策定要領の改定を行った際に、これまで記載されていた市町村ごとの設定が基本といった原則が削除され、都道府県での保険料水準の統一を目指すという目標がより一層強調されました。

この改定を受けて恐らく県も運営方針見直しの作業を進めていると思われますが、現在のものには、将来的な保険料水準の統一を目指すとしてはいるものの、概要版には、当分の間、保険料水準は統一しないという文章がございます。この文章が今後どのようなようになるかは気になるところでございます。市はこの保険料水準の統一化についてどのようなお考えをお持ちなのか、御見解をお伺いいたします。

2点目の質問は、国保料の負担が大きいことはこれまで何度も取り上げてまいりました。ここで改めて、国保料の引下げはできないか、お尋ねいたします。

これまでの質問の回答で執行部側から本市の国保料は県内他市に比べても低水準であるということをよくお聞きいたしました。確かに数字から見ると水準は低いほうですが、被保険者にとってそれが実感できているかどうかは私も疑問に思っております。

今年の2月に日本共産党防府市議団が行いました市民アンケートで、医療でお困りのことは何ですかという質問に対して、国民健康保険料の負担が大きいと答えた方が全体の約39%、実に4割近い方が国保料が高いというふうに感じております。

アンケートに寄せられました主な意見を御紹介いたしますと「国民健康保険料があまりにも高額でびっくりします」。これは60代の方からです。「国保が毎年値上げして自営業の私たちにはとても経済的に苦しく感じます」。これは40代の方です。「収入における保険料の比率が高過ぎる。真面目にやっている人ほどばかを見るような感じだ」。これは50代の方です。などといった意見がございました。保険料が高いという声は防府市だけでなく全国で上がっております。

そうした中、今年度、山口県内では、下関市、宇部市、下松市、光市、周南市、平生町の6市町で国保料の引下げを行っております。防府市の水準を下回る県内自治体も幾つか出てきております。もはや防府市の国保料は県内他市に比べて低水準であるとは言えなくなりました。

私は、ただやみくもに安くしろと言っているわけではありません。被保険者の方々が無理なく払える国保料にしていきたいと言っているのです。防府市もこの県内6市町に続き国保料の引下げを行っていただけないでしょうか。

以上、2点の質問について御回答をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 清水力志議員の国民健康保険料の2点の御質問についてお答えします。

国民健康保険は被用者保険に加入する方などを除く全ての方々を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険における根幹とも言えるとても大切な制度であると考えております。

まず、1点目の保険料水準の統一についてです。

国民健康保険の運営に当たっては、国民健康保険法において都道府県が市町村における保険料の標準的な算定方法や保険給付の適正な実施などを定める都道府県国民健康保険運営方針に基づき行うこととされております。

去る5月に国が改定いたしました都道府県国民健康保険運営方針策定要領に基づき、現在、山口県におかれましては平成30年度からの6年間を対象期間とする山口県国民健康保険運営方針が3年目を迎えますことから、中間見直しが行われているところでございます。

現行の運営方針には既に将来的な保険料水準の統一に関する考え方が示されており、医療費適正化の取組を促進し、医療費水準の地域差の縮小を図ることにより、将来的には保険料水準の統一を目指すこととされております。

また、国民健康保険制度は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など中心的な役割を担い、この運営方針の策定に当たっては県は市町と協議した上で策定することとなっております。

本市といたしましては、今後、策定されます県の次期運営方針に沿い、市町ごとの医療費水準や医療提供体制の地域差などの課題解決に向けて、県と連携してしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、２点目の国民健康保険料の引下げはできないかとお尋ねです。

現在、県内の他市と同様に本市の国民健康保険の被保険者数は減少しており、それに伴い保険料収入が減少しております。一方で、医療技術の発達や新薬の開発などに伴いまして１人当たりの療養給付費等は増加していることから、市が県に収める事業費納付金は今後も増加が見込まれております。

保険料はこの事業費納付金を賄うために徴するものであり、引き下げることは難しいものと認識しておりますが、これまでも保険料の軽減判定基準の見直しによって軽減対象となる世帯の拡大を行っております。

市といたしましては被保険者の負担が過大とならないよう考慮しつつ、引き続き適正な保険料を検討してまいります。さらなる被保険者の負担軽減を図るためには国からの財政支援が必要であります。市長会をはじめ、あらゆる機会を通じ、国に対してしっかりと要望してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○１１番（清水 力志君） 分かりました。

先に再質問をさせていただきます。２点目の質問で引下げが大変難しいというふうな御回答をいただきましたが、それであれば、せめて収入のない子どもに対する均等割額の減免、こういったことはできないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

去る６月に全国市長会から国会議員及び関係府省等に国民健康保険制度等に関する重点提言が提出されており、その中で子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度を創設するとともに必要な財源を確保することを要請されております。

本市といたしましては、国に対して子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度の創設をあらゆる機会を通じ要望してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○１１番（清水 力志君） 分かりました。また引き続き要望を出していただきたいというふうに思っております。

まず、１点目の質問の御回答でございますが、私は、それぞれの地域間での医療費の格差のある中で、また、これまで全国知事会や全国市長会などが要望してきました負担軽減

の財政措置の強化や拡充が行われない現状での機械的な統一は許されないと考えます。市におかれましても、今後の動向に注視していただきたい、また県のほうとの協議も慎重に行っていただきたいというふうなことを要望いたします。

2点目の質問の御回答についてですが、今回も残念な回答となってしまいました。確かに財政的な問題や市独自の政策の難しさもあると思います。しかしながら、このような問題は、防府市だけでなく全国の市町村でも同じ問題を抱えていると思われます。

先ほど御紹介いたしました国保料引下げを行った県内6市町についても、厳しい国保の環境の中、また財政に余裕があるわけでもなく、どこかに助けてもらうわけでもなく、それでも、国保料が高いからという住民の声を正面から受け止め、引下げが必要であるということから長い年月をかけて一步一步着実に研究と工夫をされてきたと思われます。

高過ぎる保険料から払える保険料へ、国や県に対して引き続き要望していくことも大事ですが、同時に市としてもさらなる検討をしていただきたいということを要望いたしまして2番目の質問を終わらせていただきます。

続いて、3番目の質問、小・中学校の少人数学級の必要性について質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の中、子どもたちはかつてない不安を抱え、学びの格差も深刻でございます。今年の3月から5月までおよそ3か月もの長期となった小・中学校の臨時休校は子どもたちの成長や発達に大きな影響を及ぼし、改めて、学校が子どもたちの学習の場であるだけでなく、人として共に育ち合う場、貧困への対処の場、栄養摂取の場、障害や発達の特別な支援の場としてなど、子どもの成長や発達、権利保障の上で欠くことのできない高度な仕組みであることを再認識することになりました。

教育現場で新型コロナウイルスへの対策をしながら学びを保障していくための環境整備からも少人数学級の実現は急務でございます。全国知事会・全国市長会・全国町村会の3会長は、このたび、政府に少人数学級編成を可能とする教員の確保などを要請しました。また、全国の小・中・高・特別支援学校の4校長会も文部科学省に少人数学級を要望いたしました。

政府が長年変えようとしなかった小・中学校の40人学級編成ですが、7月17日に閣議決定されました経済財政諮問会議の骨太方針2020で、少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備についての検討を盛り込むなど、現在、変化が生まれており、少人数学級に向けた大きな動きが広がっております。

そこで質問をさせていただきます。新型コロナウイルス感染防止の観点から全国で少人数学級の実現の声が高まっておりますが、本市ではどのような考えをお持ちでしょうか。

御見解をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 清水力志議員の小・中学校の少人数学級の必要性についてお答えいたします。

国が基準としている１学級当たりの児童・生徒数は、小学校１年生が３５人、その他の学年は４０人ではありますが、山口県では平成２３年度より小・中学校の全ての学年において３５人学級を実現しております。本市の各学校におきましても、３５人学級で子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、また教育効果を高めることができるよう努めております。

さらに本市には、小学校１年生を３０人学級にするという県の指定事業を積極的に活用し、子どもたちの状況に応じたきめ細やかな指導体制を充実するよう努めている小学校もあります。

また、教科や学級によっては１学級を２つに分けて指導する少人数指導も行われており、子どもたちの学習意欲が高まり、学習内容の理解が深まるなどの効果が見られております。

教育委員会といたしましては、このように各学校で行っている３５人学級と少人数指導を組み合わせた取組は、子どもたちの基本的な生活習慣の形成や学力の向上とともに、一人ひとりの個性や可能性を伸ばすための有効な手立てであると考えております。

少人数学級に関しましては、議員から、全国知事会・全国市長会・全国町村会の要請の御案内がございましたが、全国教育長協議会におきましても教職員定数の改善と学級編成基準の緩和について要望しているところでございます。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○１１番（清水 力志君） 分かりました。山口県内では平成２３年より基本的には１学級当たり３５人というふうにお聞きいたしました。これからしてみても、全国に先駆けて、全国といいますか、政府は４０人学級というふうに行っているところを平成２３年より３５人学級といち早く取組をされておりますが、今、実際に３５人でなく３０人に行っている都道府県もございます。このことをちょっと申し上げておきます。

それでは、再質問をさせていただきます。

新型コロナに直面する時代、新しい生活様式を踏まえ、子どもたちを感染から守る学校現場にしていかなければなりません。

文部科学省が公表した学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル

では、新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準として、地域の感染レベルに合わせた身体的な距離の確保の指標を示しました。

レベル2とレベル3では、できるだけ2メートル程度、レベル1でも1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取ることとし、ゆとりある空間での授業を推奨しております。そして、密集を回避するための目安としてレベル2レベル3では20人学級を例示しています。

現在、防府市はレベル1であるということをお聞きいただきましたが、今後、子どもたちが感染リスクの少ない環境で学習できるよう少人数学級の推進は重要でございます。子どもたちの行き届いた指導の面からも、そして学校の新しい生活様式の実践の上でも少人数学級の実現は今後の目指すべき方向となっております。

そこで質問ですが、現在、防府市の小・中学校の1学級当たりの人数は35人程度というふうにお聞きいただきましたが、あらゆる感染レベルに備えるためにも、学級人数を30人、さらにそれ以下へと減らしていく取組やその検討が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。御見解をお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 御質問にお答えします。

現在、新型コロナウイルス感染防止の観点から学校では子どもたちが適切な距離を取りながら学習することが必要となっており、本市の小・中学校においても最善を尽くして授業を行っているところであります。

あらゆる感染レベルに備えるための少人数化というお考えについてですが、本市といたしましては、少人数学級は感染症対策にかかわらず、本来、子どもたちの教育上必要なことであると考えております。

先ほども申しましたように、よりきめ細やかな指導ができますよう、全国教育長協議会において教職員定数の改善と学級編成基準の緩和について要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 清水力志議員。

○11番（清水 力志君） 分かりました。

ところで、先ほど御紹介いたしました文部科学省の管理衛生マニュアルでは、40人学級では1メートルを空けることも難しいと指摘していることは御存じでしょうか。恐らく現在の35人学級でも同じことが言えると思います。

また、市役所の1号館や4号館などに貼られています「防府市民のみなさまへ」と書いて

であるポスターに、人との距離は２メートルというふうに書いてあるのを教育長も御覧になっていると思います。こうやって市民の皆様には２メートルというふうに書いておりますが、それが学校の教室ではどうでしょうか。その辺が私の考えることでございます。

学校は子どもが長時間過ごすところです。コロナ禍の中で不安やストレスを感じている子どもたちへの丁寧な指導はもちろんのこと、安全な環境が最優先です。子どもとその保護者に寄り添った対応をお願いいたします。

最後になりますが、現在、教育研究者有志による少人数学級を求める運動が全国で行われております。その呼びかけ人のメッセージを紹介しまして私の質問を終わりたいと思います。

コロナは私たちに色々なことを教えてくれた。学校がないと、こんなにも大変だということ。学校は勉強もだいじだけれど、友だちと遊んだり、話したり、食べたりの一部がだいじだったこと。先生やみんなと、ああでもないこうでもない考えるのが面白かったこと。コロナで学校が休みだった時、子どもは一人で宿題をやるのはつまらなかった。親は、やらせるのがつらかった。先生たちもとまどった。久しぶりの学校はうれしかった。分散登校でクラスの人数が半分になった時、先生は少しゆったりして、子どもは授業がいつもより分かる気がした。コロナの時代に、子どもを大切にする学校を子どもたちに。

改めまして防府市での３０人以下の少人数学級実現を要望いたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、１１番、清水力志議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） この際、今後の議会日程について皆様にお知らせをいたします。

非常に強い勢力の台風１０号が、６日から７日にかけて山口県に接近する見込みです。つきましては、お手元に配付しております日程総括表のとおり、９月７日を一般質問調査日とし、残る一般質問を８日、９日の２日間で行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河杉 憲二君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後２時３０分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 9 月 4 日

防府市議会議長 河 杉 憲 二

防府市議会議員 田 中 健 次

防府市議会議員 河 村 孝